

1. 議 事 日 程 (2 日 目)

(平成30年那智勝浦町議会第4回定例会)

平成30年12月17日

9時29分 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

10番 津 本 ・ 光……………43

1. 税について
2. 観光について
3. 若者・子育て支援について
4. 防災について

9番 亀 井 二三男……………66

町長の政治姿勢について

6番 金 嶋 弘 幸……………79

観光振興を見直し観光インフラを整備すべきでは。

(本来の目的である雇用を生み地域社会(産業)を活発にしてこそ町
のあるべき姿が見えてくるのではないか)

8番 引 地 稔 治……………85

町長の政治姿勢

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒 尾 典 男	2番 左 近 誠
3番 下 崎 弘 通	4番 中 岩 和 子
5番 石 橋 徹 央	6番 金 嶋 弘 幸
7番 曾 根 和 仁	8番 引 地 稔 治
9番 亀 井 二三男	10番 津 本 ・ 光
11番 森 本 隆 夫	12番 東 信 介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町 長 堀 順一郎	副 町 長 矢 熊 義 人
教 育 長 岡 田 秀 洋	消 防 長 湯 川 辰 也
総 務 課 長 塩 崎 圭 祐	教 育 次 長 寺 本 尚 史
会 計 管 理 者 西 眞 宏	病 院 事 務 長 下 康 之
税 務 課 長 三 隅 祐 治	住 民 課 長 田 中 逸 雄
福 祉 課 長 榎 本 直 子	観 光 企 画 課 長 吉 田 明 弘
農 林 水 産 課 長 在 仲 靖 二	建 設 課 長 楠 本 定
水 道 課 長 村 上 茂	

4. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事務局長 網野宏行
事務局主査 青木徳之
事務局副主査 北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番中岩和子議長席に着く]

○議長（中岩和子君） おはようございます。

再開に先立ち傍聴者の皆様をお願いいたします。

傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開議

○議長（中岩和子君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（中岩和子君） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり、通告順に従って10番津本議員の一般質問を許可します。

10番津本君。

○10番（津本・光君） おはようございます。

発言通告に基づきまして、一般質問に入りたいと思います。

まず最初に、税の問題についてですが、ちょっと2点ほど質問をしますが、まずその前に、1つ目は国民負担が最近町民負担、国保の問題、介護も含めて年々厳しくなっている状況がありますが、今回はちょっと固定資産税の問題でちょっと取り上げたいと思います。

そういう財政、税町民負担が年々厳しくなっている中で、地価のほうは値段は下がるばかりですね。そういう中で、税金だけが上がることになれば、やっぱり多くの方は納得しない。だからこそ、税の徴収は公平・公正に行わなければならないし、特に町税、直接徴収するということになるわけですから、その点はしっかり町民に納得してもらうことが私は大事じゃないかなと思います。

そこで、町民の方から幾つかの疑問点が出されています。

1つは、先ほど言いましたように固定資産税の問題ですが、今回地籍調査とそれに伴って土地の評価がえが行われたと思いますが、ある方の土地がそれまでは雑種地として登録されていたものが宅地に変更されたということで、その方は行政の進め方に疑問を持っておられて、そして税の徴収に当たって、私のほうには変更の文書だけが来たということで、事前にそういう変更の説明がなかったということで聞きましたが、納税者への通知の方法の徹底どのようになっているのか、まずそれからお聞きしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 10番津本議員の御質問は、地籍調査の結果、地目が変更された場合の平成30年度における固定資産税の賦課徴収までの流れ、そして納税者への通知徹底をどのよう

にされているかということかと思えます。

まず、税務課におきましては、固定資産税の地目変更につきましては、現地の状況が変わっていることを把握いたしまして現況確認により行うものと法務局からの登記済通知書により把握したものを現況確認して行う2つの事例がございます。

御質問の地籍調査による地目の変更に関しましては、法務局からの登記済通知書により把握したものを現況して行う事例に当てはまるものと思われまます。地籍調査による登記につきましては、国土調査法、地籍調査作業規程準則等にのっとり調査がなされたものでございますので、その結果をもって通常の登記と同様の扱いとなっております。

変更通知に関しましても、変更の事例は地籍調査によるもののみではございませんので、他の変更と同じく、納税通知書により通知を行う形となっております。納税通知書におきましては、固定資産税の価格に不服があった場合の審査請求についても案内を記載してございます。

また、納税通知書を送付させていただきます前に、地方税法第416条の規定に基づきまして、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間を設けてございまして、これにより固定資産の価格を確認いただくことが可能となっております。平成30年4月1日から5月31日までの休日を除く期間におきまして税務課窓口で縦覧を実施しており、縦覧期間、縦覧場所を公示し、地元地方紙2紙に縦覧公告を掲載して周知を行っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今の答弁の中で、私がここに、その方が地目変更で結局雑種地が宅地になったということで税金が上がっていたからそれでびっくりして役場のほうに抗議に来られたそうですが、その方結局抗議が受け入れられなかったの、先ほど課長の説明でもありましたように不服審査請求をされたということで、今のそういうあれがありますということで、そしてたらその方も不服審査請求されているのは事実ですね、それ確認します。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 地方税法第423条におきまして、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために市町村に固定資産評価審査委員会を設置すると規定されており、本町では総務課所管により設置しているところでございます。

平成30年度におきまして、本町の固定資産評価審査委員会に提出されました審査申し出につきましては1件ございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） まあ1件出されてるということですね。これ多分本町でこういう不服審査請求されたのは余りないんじゃないかなと思うんですが、そこらはどうですか。何回か今までそういう事例がありますか。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 今回、今年度以外につきまして、さかのぼって過去、近年におきましてはございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、その方にとってよほど切実だったんだろうというふうに思われます。

先ほど知る方法についていろいろ言われましたけども、やっぱり地目変更するに当たっては納税されてる方にこういうことで変更しますよという最初の書類出す前にそういう話、説明があって私はしかるべきじゃないかなと思うんです。そうしないと、ここで例えば、実際にこの報告の中を私読ませてもらいましたが、こうありますよね、地籍調査による成果を閲覧、訂正することが可能である旨が書かれて、どこどこにそういうふうに置いてますということで、来たら、来て見なさいよという内容なんです、これ。だから、非常に不親切です。

だから、今まで納めてた税金が新たに変わる場合、これ私いつも言うんですが、専決処分の問題もそうですが、結局きちんと知らされないままにぱんと上がりましたよということだけ通知されますと、やはりその方は当然納得できないし、今回の場合はかなりそういうなんで憤りを感じられたんだと思うんですが、そういうふうに不服審査請求をしています。

それで、さらにこの文書の中にはこう書かれてるんですよ。この決定に不服があるときは那智勝浦町を被告として結果の決定の取り消し訴訟を裁判所に対して提起することができる、これ納得できなければ、まあ言えば裁判に訴えよということですよ。そうしますと、これ簡単に言うたら問答無用ですよ。それで、裁判まで行って争うちゅうのは、よっぽどのことなかったらできないと思います。だから、大概の人はこれで黙ってしまうんですよ、もしあったとしてもね。

私も年金問題で不服審査請求、何か2回ほど上げたことがあります。やっぱり裁判所の決定のやつ、裁決のやつは非常に淡々としてますよね。この文書もやっぱり、今紹介した文書も淡々としております。だから、これだけでいきますと、やっぱり納税してる方は非常に不愉快な思いもするし、文書だけですから冷たいなど、行政ちゅうのはこんな冷たいもんかというふうに思うわけですね。

それで、私はその現場にも行かせていただきました。それで、見せてもらいました。形は確かに今課長が言ったように、そういう宅地に匹敵する、そういう土地に変わってるということでしたらと思うんですが、その方は田んぼだったところに土を入れて、そしてコンクリートで固めた、そういう形になってるわけです。私もそれ見てきました。その方はどういふふうに言っていますかという、結局資材が少しでも安定して置けるよというので場所を広くしてコンクリートで固めたと、家を建てるためにコンクリートにしたんじゃないんだと、こう言っておられるわけですね。

なぜかといいますと、その場所は少し強い雨が降りますと県道の排水路の不備のためにすぐに家のほうが冠水するんですね、その資材置き場のほうが。そういう状態がありまして、それ

で写真も、私動画も見せていただきました。だから、ここに家なんか建てられないと言うわけですね、その人。私も現場を見てそう思いました。

それで、そこは県道の、いわゆる那智勝浦本宮線ですか、下里のどこにある八尺鏡野のところです、その事業所の横の県道、結局アスファルトで、しかも固めていて、しかもその道路傾斜してるんですね。山側から傾斜するために大量の雨が降ると事業所のほうに水が流れてしまうんですよ。そういう意味で、冠水してしまって、そこらを資材置き場にしてるから使い物にならんと、建物は到底建てられないということで、その方はずっとそれで来られたわけです。

だから、そういったところをなぜ確認もせずに、その人の話も聞かずに見た目だけの判断をされたのか、こう思うわけですけど、そこらちょっと聞かせていただけますか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 地籍調査の結果は、国土調査法に基づき地方公共団体の判断で登記手続を行うことができます。その中には、所有者の同意を必要としない、いわばそれに携わる者の職権で地目変更が可能です。そして、現地調査の業務委託先には、当時不動産表示登記の専門家でもあります土地家屋調査士が現地で地目を確認しておりまして、宅地と判断し、地目変更を行っております。

そしてまた、地籍調査の結果は公告を行った後、20日間の閲覧期間を設けておりまして、期間内に結果の誤りや再調査の申し出を行うことができますが、そのときには申し出がございませんでしたので、その結果をもって登記手続を行いました。

なお、閲覧の案内を行うときには、各所有者に調査前と調査後の内容が各土地ごとに比較できる結果表も同封させていただいております。閲覧が終わった後、法務局に結果を送付しますが、それまでに県の検査がございまして、適切に地目変更がなされていなければ不動産登記法違反となりますので、現地確認も行われております。

また、極端な地目変更があった場合、管轄法務局の登記官が現地を確認し、誤っていれば結果の訂正を求められる場合もございますが、それもございませんでしたので、不動産登記法に定められている地目の宅地に変更となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） その一般的な説明はわかるんです。確かにそういういろんな手続をされておられると思うんですが、ただこの方のところにはそういう意味での説明はされていないし、また本人も聞いていないと。もしそこでそういうことを聞いていたんであれば、私も納得するだろうし、納得いかなければそこで私の意見も言うということ言うておられました。だから、その方はそういう説明も受けてもないし、文書の通知だけで、税のね。

先ほど同意を必要としないということで建設課の課長も言われましたが、建設課でしたやつは、例えば税務課が徴収するときに、その横の連携はとられてるんですか。それとも、もう直接法務局かそういう関係から来たやつがぼんと入るんですか、どちらですか。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えします。

最初の説明の中でも申し上げたんですけども、法務局から登記済通知書によりその内容を確認いたしましたして、把握した登記済書により把握したものを現況確認して行っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） その地籍調査をしたときに、やはりその方の地目変更する場合には、土地が広ければ広いほど税金はかかってくるわけですから、できたらそこはやっぱり丁寧に変更する内容について納税者の方と話をすべきだと思うんですが、先ほど言いましたように、自分とこの責任で家のほうが冠水するとかという問題だったら、これはやむを得ないと思うんですよ。それから、もうそこだけじゃなくていろんなところが、この間の集中豪雨みたいにぱっと来たときにいろんなところがもう冠水してしまってもう大変だという状況だったら仕方ないと思うんですが、この方のところは、やっぱり県道の横のところの排水路の整備、これが不十分なために、結局山から流れてきた水が全部その排水路を越えて入ってしまうんですね、家の中へ。それで困っておられるんです。

だから、そこらの現況を見てもらってぜひ考えてあげないと、その方はやっぱり災害で不安な思いをして、そして税金でまた上げられてと、こういう二重、三重の苦しみを味わうことになるんですよね。だから、その方は当然納得してないと思います、そういう意味では。それやったら、早く県道側のその排水路をきちんと入ってこないように整備してくれということで、それをしてあげた上で宅地並みの扱いをしますよというんであればわかるんですが、それやったらその方も納得すると思います。話しして、そういうふうに言われてましたです。

やっぱりうちのが責任持ってそんなふうになってるんやったら仕方ないけども、要は県道から流れてくる排水、セメントだからもうもろに流れますよね。そういうことで見たときに、その県のほうのそういう排水の整備をきちんとしてもらってから、ぜひ税の徴収をかけるべきじゃないかと思うんですが、そういった配慮はできない。まあ多分建設課のほうもそういったところは要望は県のほうには上げてるとは思いますが、そこらどうですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 県道那智勝浦本宮線の下里大橋から上流部分の側溝整備につきましては、地元からも要望がございまして、県のほうには要望させていただいております。そして、新宮建設部のほうで何カ所か継続的に側溝整備は行っていただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そういう意味で、県のほうにも早急に対策を講じるべく、再度強く要請してあげてほしいなど。そして、その安全を確認した上で、その方と再度雑種地から宅地への地目変更、これをすべきだと思いますが、そういう対応はやっぱりできないんですか。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○**税務課長（三隅祐治君）** 地目の認定につきましては、固定資産評価基準第1章土地第1節通則不動産登記事務取扱手順準則第68条及び第69条において、現状及び利用目的に重点を置き、部分的に僅少の差異の存するときであっても、土地全体としての状況を観察して認定するものとするあり、田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地の別にて認定してございます。宅地につきましては、建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地をいうものとなっております。現況確認の上、これを認定してございます。

大雨が降って水が流れてくるということであっても、こういうところ、今申したような条件ですね、判定基準に基づいて判定していくものと考えております。

以上です。

○**議長（中岩和子君）** 10番津本君。

○**10番（津本・光君）** 税の問題は、やはり町民にとっては非常に深刻な問題で、先ほども言いましたが、きちんと払ってなかったらやっぱり差し押さえも来るんですよ。せやから、その方、多分雑種地としての多分納入はされてるというふうに私聞いたんですが、そうすると納入が不十分になってきますので、そういったことでその人がある意味で納得をするようにならないければ、そういう財産の差し押さえみたいなのはしないでいただきたいと思うんですが、実際税払わなければ若い人であってもふっと差し押さえが来て、私も去年、前回そういった問題で取り上げましたけれども、だからそういうふうに差し押さえが来ますので、ぜひそういう意味でいうたら町民が安心して生活できるまちづくりをしていくために町長のほうもぜひリーダーシップを発揮して進めていただきたいと思うんですが、今回の固定資産税のこの不服審査請求の裁決のこの最後のところにこう書いてるんですよ。

なお、行政にかかわる職員は常に初心を忘れずに親切丁寧な対応を心がけるとともに、説明責任を果たしと、こう書いてるんですね。説明責任を果たし、住民の理解と納得を十分得られるように努めることが肝要である、このことを付言しておく、こうなってるんですよ。

私、この方、この文書を見たら、まあ淡々と書いておりますが、最終的に言いたいところはここにあると思うんですよ。やっぱり行政というのは住民の納得とあれが必要だよということで、行政が法律や条例だけに基づいてやれば、結局この文書のように感情の残らない、こもらない文書になってしまい、そして冷たいものになってしまいます。だから、できるだけそういう場合は丁寧な対応が求められると思いますし、またここに書いてますように初心に返ってやらなければならないということで、私前、森前町長のほうが言ってた役場の改革という中身なんです、僕はこういったことも含めて役場の中身の改革をしていかないと、行政が住民に対して冷たい形になってしまいますと、やはり不信を持ってきます。

再度この方の事業所の災害からの安全を確保した上で、再度調整をすべきだと私は思います。そういったことを本気でやらないと、先ほども言いましたように、町民に信頼されない町政になってしまうことも私は心配します。

そこで、最後にちょっとこの問題に関して、町長の意見を聞かせていただきたいと思うんですが。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 議員御指摘のように、町政が信頼されるということはもちろんでございますので、それは日々職員に対しても私自身も肝に銘じて業務を行う必要があるかなと思っております。

ただ、今回の固定資産の評価につきましては、固定資産評価審査委員会において公平・公正に審査をさせていただきますので、その意見を尊重すべきものと今回考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 地方自治の場合は、簡単に言いますと国の中に存在している地域やその地方ですね、この運営についてはやはり地方の住民の意思に基づいて行う、これが僕は地方自治の原点だと思うんです。地方行政はまた別ですよ、行政を行うほうですから、政治を行うほうですが、行政はちょっと位置づけ。せやけど、地方自治の基本はそこやと思うんです。

だから、私そういう意味で言いますと、やっぱり行政側が主体でない。だから、税金を納める住民が主人公という位置づけでやらないと、だからそのためにはやっぱり住民の納得が必要になってきます。

だから、いろんなことをする場合にも、やっぱり選挙があるわけですよ。それに基づいて、住民の意思が反映されて、そして行政を行い、そして事務方は事務方の作業を行うわけなんで、そういう点ではぜひ今後そういう点で気をつけて、できるだけの方が納得いくようにできるだけ話を詰めて、そして県へ要請する、要望する分は早く要望してあげて、それで早く整備してあげて、そして次の課題に移っていくということで、ぜひお願いしたいなと思います。

やっぱり皆さん言うときには、血税、血税と言いますよね。血税という意味は、血で、昔から、こういう言い方嫌ですけどね、血を搾り取られるような苦勞して結局税金を納めると、これが血税という意味だろうと思うんですが、やっぱり税金の問題はみんなもうずっとそれが永久に続くわけですから、そういう意味では町民、住民の方にとっては大変な問題だし、だからそれによって地方の財政は支えられてるおかげですから、納める側の納得、これはやっぱり必要だと思いますが、ぜひその努力をしていただきたいということで、ちょっとこの問題についての質問は終わりたいと思います。ぜひその人の立場もしっかり酌んであげてほしいというふうに思います。

次、入湯税の問題ですが、前にも言ったんですが、やっぱり予算決算との関係見えますと少しちょっと腑に落ちない部分があります。宿泊客数ですね、この集計に当たって宿泊客の人数が前でも報告が任意になってるという話もありまして、なかなか正確な数字はつかめてない部分があります。

そういった点は理解できる部分もありますが、最近特に外国人の方が相当多くなっていて、ちょっと聞くとところによると、外国の方が私の友人にもおりましたんで、必ず大体温泉に行っても結構シャワーも使います。その人はちゃんと入ってましたけどですね。だから、外国の方はシャワーを使用する人が多いわけですがその宿泊に当たって、鉱泉浴場のある宿泊施設では

たとえ外国人であったとしても当然入湯税は徴収するということになると思うんですが、それで間違いないですね。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 外国人につきましても、宿泊し、鉱泉浴場に入湯された場合は入湯税を徴収することになります。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうしたら、お風呂に入ってる入ってないという判断はできないということで確認してよろしいですか。説明で見ると、本人から申請があれば、入湯、入ってませんよという申請があれば入湯税はいただかないという条例をつくってるところもあるみたいですが、うちではそれはせずに、シャワーであろうが何であろうがそういう鉱泉浴場を持っている宿泊施設では入湯税は当然徴収するということになってるので間違いないですね。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 入湯税は鉱泉浴場に入湯された方から徴収するものとなっておりますので、鉱泉浴場に入湯された方からは徴収する、入湯しておらない方からは徴収しないこととなっております。

しかしながら、一般的に温泉旅館等に宿泊された方が鉱泉浴場に入湯しないということは考えがたいものでございますので、入湯したものとみなして入湯税を徴収していただくこととなります。

ただし、入湯ができないなどの何らかの申し出があった場合や施設として入湯されていない方を把握することが可能な場合など、入湯しないことが明らかな場合は入湯税は徴収できないこととなっております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） まあうちの貴重な財源でもありますので、入湯税のほうは、ぜひしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

私、ここに京都市の入湯税特別徴収の手引き、それからこれは尼崎市ですね、入湯税の過少申告の問題にかかわる総括とかあって、かなり深刻な問題で取り上げられてます。それで、係争問題にも発展してます、この尼崎のほうはね。

だから、そういう意味でもぜひ入湯税等の徴収に当たっては、しっかりと考えて取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、観光行政の問題について質問したいと思いますが、那智大社1700年、それから青岸渡寺1300年祭の取り組みですけれども、この2年間で町として補助金をどのぐらい出したかということなんですが、それをちょっと1つ教えてほしいのと、それから100年祭に当たって、今度の1300年祭、1700年祭ですね、この100年ごとの事業に当たって、平成28年当初で出てきた最初の予算は幾らだったか答えていただきたいというふうに思います。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

熊野那智大社御創建1700年、那智山青岸渡寺1300年記念事業に係る補助金といたしましては、平成29年度は当初予算として2,000万円、決算額といたしましては1,708万9,241円、そのほか文化庁の補助額といたしまして、当初予算といたしましては1,368万5,000円、決算額といたしましては259万9,000円でございます。

平成30年度につきましては、当初予算として補助金ベースですけれども1,405万円、事業費ベースですと1,463万円でございます。平成28年度につきましては、平成28年9月補正でお認めいただきまして、予算といたしましては354万円となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そのとき350万円の予算が最初のスタートだったですね。それはどない使うんやと聞きましたら、ポスター等露出だということで、その点から見ましても、相当やっぱり取り組みがおくれていたはずだと思うんです。そのとき私も言ったんですが、伊勢神宮の式年遷宮から、それから高野山草創の1200年までの間、5年間の県のゴールデンイヤーが組まれています。何でそのときに本町の記念事業の宣伝の取り組みを便乗させなかったんかという質問もしました。それで、メインの月も決まっておらずに、29年3月にやっとまあ一定の予算と計画ができた。しかし、見ますと、やっぱり当然全てが後手後手になってるという気がします。という気がしますやなくて、後手後手になってたと思います。

この事業の計画書、これですかね、この裏に書いてあります。那智大社のメインは29年10月8日、まあそうかなと思うんですが、これで見ましたら。それでも、このときに私メインの月はいつやということも聞いたんですが、これが出てきたときには残念ながら青岸渡寺のメインの月出てません。

私この間の青岸渡寺の10月21日ですか、あのイベントに、「よみがえりの旅は、祈りの熊野から」、これに参加して、これがメインの月かなと、それでメインの取り組みかなというふうに感じたんですが、その点どうですか。観光企画課のほうとしては認識はどうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 議員と同様の認識でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そう思いますと、やっぱりちょっと取り組みとしてはいろいろ疑問を感じますね。取り組みがかなり遅過ぎたと。21日の前日、私は当初から参加する予定でおったんですが、欠席予定の議員さんのほうには参加者が少ないのでぜひ出席をと関係者の方が自宅まで参加要請に来られたというふうに聞きました。ちょっと驚きました。当日、私当初から予定してましたんで出席しました。やっぱりしっかり見とかなと思って行ったんですが、非常に感動的な内容でよかったですね。これはほんまに行ってよかったなと、私つくづく思います。だ

からこそ、余計にいろいろな取り組みの不備というんか、十分準備ができてないことについては、やはり残念に思います。

それで、非常に感動的な内容だったわけですが、やっぱり全ての取り組み、その準備された分ですね。やっぱり歴史の重み、それから荘厳さ、神秘的な内容、こういったことで、やっぱり私自身も行ってよかったな、ほんで心ほんまに洗われた思いがしました。

とりわけ三十三カ所の札所の住職の方々の大読経ですね。これはすぐ私携帯で録画しましたが、ビデオで撮りました。非常に感動的なものでした。それこそ圧巻で、こんな光景ちゅうのはめったに見られるもんじゃないというふうに思ったわけです。そのときに坂道に住職さん並んでらっしゃる。この光景もすごかったですね。横の人と見ながらすごいなあ、こんな光景見られへんなどということ非常に感動しました。それで、壮大さも感じました。ライトアップもすばらしくて、感動の連続をしたのが正直言って私の気持ちでした。

しかしね、先ほど言いましたように、残念なことは当日の参加者が地元の人だけやなかったかなということなんです。このイベント、1700年、1300年という100年に1度の記念事業なんです。地元で祝うことはもう当然のことです。けども、これ全国にやっぱり広く呼びかけて、記念の事業と一緒に参加していただいて、そして現世での免罪と、そして極楽往生のために参拝してもらおうと、こういうことで早くから準備をして誘客できなかったもんなんかなということが非常にそういう面では残念な気持ちが残ります。

大きなイベントは、やっぱり集客に重きを置いてやるというのが基本だと思いますが、この取り組みが提案された、これが私ある人から聞いたんですが、7月に提案されたと聞いたんですが、それ本当でしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） はい、7月の実行委員会で提案がございました。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それでは、当然のことに準備のほうは間に合わないですね。それで、全国に発信するというのも、これはできないと思います。いろんなそれに向けての取り組みもできないと思うんです。

私は、この100年を祝う取り組みがほんまに大きい事業だっただけに、地元の人しか参加してなかったというのが非常に残念でかないません。だから、もっと有効にそういった事業を生かしていかないと、これからは大変な観光面でもなってくるんじゃないかなというふうに思います。

大きなイベントには、私前夜祭や後夜祭とかいろいろありますね。奥熊野いだ天マラソンにしてもそうです。だから、この1700年、1300年、1年で終わってしまうんじゃなくて、その前後、やはりその取り組みを生かした、この間のああいいうやつをビデオに撮ったやつがあるんであれば、そういったものを見てもらって、それでここはこういう場所なんですよという宣伝を再度アピールするか、そういう取り組みが必要なんじゃないかなと思うんです。

ところが、残念ながら、私あれ自分の携帯で撮って、録画こうしていろんな人に見せてあげ  
るんですよ。それで、フェイスブックとインスタグラムで、ああいうのでも流すんですが、や  
っぱり見た人、来年行きたいなという人が多いんですよ、やっぱり。だから、そういう意味で  
言ったら、観光協会のあのホームページとか、そういうところに、その後の事業報告でこんな  
ことやりましたよと、こういう録画ですばらしいのでぜひ来年また来てくださいますかと  
いうのがないんですよ。あるのは、このこれですよ、チラシです。このチラシの内容が載って  
るだけです、ほんと。これでは、もう僕ね、観光行政あかんと思うんですよ。

そういう点では、本宮大社行きましたら、2050年祭ですか、今度50年区切りでやっぱり記念  
行事に取り組んでるというのがあるんですよ。そういう意味から見たら、僕は本宮大社の人  
はやっぱり先を見ながらいろんな取り組みしてるなど、ほんで私もそこで記念品も買ってき  
ましたけれども、そういうふうにして生かしていかないと、やっぱり観光の取り組みはおくれ  
てしまうと思うんですが、そこらは観光企画課のほうどうでしょうか、考えておられることあり  
ましたら。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 議員おっしゃられるとおり、さきの記念イベントにつきまして  
は、参加者からの評価も高いもので好評でございました。しかし、御指摘のとおり、周知の方  
法やおくれ等で近隣の多くの団体に御協力、御参加いただいた次第でございます。主催ではな  
いとはいえ、反省点として捉えているところでございます。

今年度以降、今後につきましては、観光協会とも協議しながら考えてまいりたいと存じま  
す。いろんなイベントの節目の機会っていうのを捉まえて、誘客に取り組んでまいりたいと考  
えています。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ぜひいろんな取り組みをいろいろ再考していただきたいと思うんです  
が、僕は宗教的な行事やイベントに直接的にタッチすることが非常に難しい、これは前にも言  
いましたけども、やっぱり宗教的な内容がかかわってきますんで、できたら行政側がこれを本  
格的に主体になってタッチをするというのはやっぱり難しいと思います。これよくわかりま  
す。

しかし、本町の場合は、やっぱり那智大社、青岸渡寺、それから熊野信仰にかかわるイベン  
トがやっぱり多いんですよ。そうなりますと、これに安心して行政がかかわれるという  
体制をつくることを考えていかないと僕はだめだと思うんです。どうしてもそうなります  
と他力本願というんですか、観光協会だけに任せるとか、一部のとこに任せるとかというこ  
とになってしまうと思うんで、ぜひその点で訴えたい、あと提案したい部分もあるんですが、こ  
の間、観光協会の補助金、それから記念の事業の補助金、これしますとやっぱり2年間で相当  
の決算と予算が上がってるわけですよ。

私、まあまあちょっと調べて、ちょっと省略してるところもありますが、大体1億2,600万

円から700万円ぐらいの費用に、その分でかかっている。さっき文化庁のちょっと支援の補助金のほうもあったと思うんですが、文化庁からも補助金をいただいてやってるということですので、相当な金額がここに出されるということになってきますと、そうしますとやっぱりその取り組みがしっかり検証されていくと、これが僕は大事になるんじゃないかなと思うんです。そうしないとやっぱり、そしてそれをやった上で、検証しながら、そして補助金を出す当局がそのことに対してしっかり物が言えるという関係をつくっていく、そういうシステムに変えていく必要があると思うんですが、先ほど課長もちょっと観光協会との綿密な協議のことも言われてましたけども、そういうことで何かほかに考えられてることはありませんか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 現状といたしましては、まあ決して意見を挟めないっていう状況ではございません。理事会などの基幹会議などには必ず参加しておりますし、その際に発言等も行っているところでございます。

また、イベントが終われば観光協会主催のものにつきましてはその時々には反省会というものもやってございますし、そういうのを踏まえながらよりよいものをつくっていくといけないのかなあというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 歴史と文化遺産、これが観光産業の大きな柱になってくるわけですが、こういう地域ですので当然宗教的な、先ほども言いましたけど、イベントや行事、多くなってきました。そういった点で、町当局が主体的にしっかりとかわれるという体制を、そういった組織のあり方、これの検討が必要じゃないかなというふうに思っています。

私もいろいろ調べてみましたら、例えば白浜はことしから白浜DMOですか、白浜観光局というてるんだそうですね、が組織されてます。田辺は田辺で、田辺市熊野ツーリズムビューローというDMOが組織されています。これは2006年からもう既にスタートしてます。非常にあそこの向こうのそういう意味での観光客の誘致もインバウンドも含めてですが、かなり進んでるというのはいろんな人から聞きますんで、そういうことが早くからスタートしてるということが大きな要因になってるんじゃないかなというふうに思うんですが、私ね、これ石橋議員から借りたんですが、DMOの観光地経営のイノベーションという本が出てます。これはもう上川町、これ北海道ですね、大雪山ツアーズ、これ株式会社、この設立をしていくと。そうして民間の活力を生かしながらただしこれは利益目的ではなくて、世界的に取り組まれていて、観光経営の進め方の問題でいろいろこういう提言を出してるわけです。

今ここは外国のことも出されてますが、それにあわせて日本版DMOというのがありまして、これは多分政府の機関の中にもあると思いますけど、広域、それから地域連携、地域のこの各DMOがあって、そして白浜や田辺のほうは地域DMOとして活動していくと、こういうことになる。この組織は、先ほども言いましたように、利益団体ではなくて、観光物件や自然、食、芸術、それから芸能、風俗、風習、こういったことを観光資源にして、そういう資源

に非常に精通しながら地域と協働して観光地域づくりをやっていくと、これが基本になってるわけです。

そういう意味で、本町の観光行政考えていくときに、私はこういう幅の広い取り組みができるものを考えていかなければだめなんじゃないかなと、これからの観光行政、他におくれをとることになってるんじゃないかなというふうに思います。

有田川町では、こういった形で株式会社地域創生というのをつくってますね。だから、いろんな意味で民間の力も活用しながら、そして観光行政の経営にしっかり携わっていくという取り組みがされていますので、ぜひ検討してもらいたいですと思いますが、そこらあたりはどうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） DMOにつきましては、県内におけるDMOの候補法人を含めて7法人設立されており、各地域で観光地経営に立った視点で既に展開されているということについては、把握しているところでございます。

このような状況から考えましても、議員御指摘のとおり、DMOは有効な手段の一つであると認識しております。今後も引き続き勉強してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 結構多額の費用を投じてるわけですから、そこらしっかり活用、私らも費用対効果だけを求めるんじゃないんですけれども、やっぱり多額の金額になってきますとそういう検討がしっかり必要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次、観光行政の問題で最後の点ですが、前も言ったんですが色川の位置づけですね。これ過疎の村、ここが今Iターンの方がたくさん来られて全国的にも有名な色川地域になってるんですが、いろんな意見もある中で、せっかく立派な小・中学校ができたわけです。ここをやっぱり小さなまちおこし、村おこしの拠点にできないものかというのをやっぱり常々思っております。この色川地域を何とか観光特区というような形でやっぱり盛り上げていく、そして全国に発信していくことが必要じゃないかなと思うんです。

これは私、前にも言いましたが、何も私個人の意見じゃなくって、この熊野の廃校という本の中に色川のことを書かれてるんですよ。ここで、前にもちょっと紹介しましたが、ちょっと紹介します。色川地区は山腹の集落であり、風化の進んだ土地のために土砂災害が頻発する場所にあると、しかしその美しい石垣の棚田は来る者に郷愁すら与えると、集落にも石垣や石畳が張りめぐらされ、まるでアンデスのマチュピチュをイメージさせる天空の村となっていると、こういう表現の仕方されてるわけですね。

だから、私こういったことを何とか活用しながら、学校の建ってるところは標高270メートルぐらいですか、そういうところであって、大野あたりから見たら雲海も非常にきれいですね。そして、平野あたりになりますとサンセットね、これが非常にきれいに見えます。

そういう意味で、小阪のちょうど妙法山に上がる道からちょっと越えたところをいきます

と、棚田と、それから谷の向こうに広がる色川の地域、大野の地域ですね、ああいったところを見るには、この光景っちゅうのはそんじょそこらで僕、ほんまに見られない光景だと思うんです。

そういう意味で、この方も、これはもう有名な先生、中島先生ですが、書かれた本の中にこう紹介されてるわけで、ぜひそういう点で観光産業として、観光としても生かしてあげてほしいなど、生かしてほしいなというふうに思うんですが、そこらどうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） マチュピチュっていうことでアピールしてはどの御提案についてでございますけども、お客様の求めているものや人の心をぐっとつかむキャッチーさっていうのももちろん大事なことでないと認識してございますが、それに加えて、やはり地元の方々のこうしたい、こんなふうにしていきたいという気持ちがうまく合わさって初めて実効性のある有効な施策になるものではないかなあと考えている次第でございます。

今回いただきました御意見につきましては、参考にさせていただきながら、地元の方々の御意向も踏まえた上で、観光行政に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 地元の意見をしっかり聞いていただく。私も両親は色川の出なんで色川によく行くんですが、いろんな方から聞いてもやっぱり何とか色川を元気にしてほしいという声は聞きます。

そういう意味で、色川のほうはIターンの人たちが入ってきて、それで今民宿をやったりという、そういうような取り組みもされていると聞きます。ほんで、あの谷間にやっぱり小さな子供たちの声が響き渡るっちゅうのは、まあ普通はなかなか考えにくいことですが、そういった息吹をつむいでいく、こういう取り組みにぜひしていただきたいなというふうにお願いをしたいと思います。もちろんそのときは地元の声も聞きながら、しっかり新しい村づくりというんですか、過疎の村をしっかりと観光としても迎えていけるような村づくりをしてあげてほしいなと思います。

次に、若者、子育て支援の問題ですが、新しい町政の中でやっと中学校給食の実現の動きができました。前回の一般質問でも若者、そして子育て世代の人口流出について対策をと訴えましたけれども、この中学校給食以外で今こんなことも新たに考えてるよとかということは何かありませんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） お答えします。前回の一般質問で御指摘のありましたとおり、子供の人数及び子育て世代の人数は減少傾向でございます。子育て世代への施策といたしまして、今年度は和歌山県が始めました在宅で第3子以降のゼロ歳児、または所得制限を満たした第2子を育てている多子世帯への在宅一時支援として15万円給付する事業に町からの給付金同額を上乗せした事業を行っています。また、保育所の完全給食導入といたしまして、別途徴収してま

いりました主食代を本年度から負担しているところでございます。

今後は、今年度子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査を実施いたしますので、ニーズ調査を行い、皆様の御意見に耳を傾けながら、子育て世代の支援に努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ぜひアンケートも含めて、皆さんの声、ニーズを拾い出して、つかんで、それに対する対応を適切にとっていただきたいなと思います。

そういう点では、前回は聞きましたんですが、高校卒業までの医療費の無料化するとすれば何ぼだということでは聞きましたら、大体730万円ほどの準備でできるん違うかということで答弁があったように思うんですが、そういった意味で、早急に打てる手としては考えることはできませんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 高校卒業までの医療費無償化につきましては、今現在町財政の状況等を勘案しながら検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ぜひ実施できるように検討をしていただきたいと、このように思います。

そのほかに、他の市町村で実際やられてる子育て支援、これがまあ本町の場合は相当おくれるというのを感じるんですが、先ほど福祉課長の答弁にありましたように、若者、子育て世代の人口流出が多いということの中で、やっぱり危機感を持って取り組むことが大事やないかなと思うんです。

そういう意味で、給食費などへの補助もこれから実施に入るわけですが、最初は2割、3割からスタートして最終的にはやっぱり全額補助もできますよということで、そういう方向を目指していきたいなと、いつていただきたいなというふうに思います。それで、安心して子育てできる環境、これを目指していただきたいなと。前もこれ言いましたが、一気に実現するのは大変だと思いますんで、町民に見えるように、やっぱり町民の皆さんが税金を納めてるわけですから、それに見えるような形でしてやること、返していくことが一番大事だと思います。

だから、そういう見えるように計画的に取り組んでいただきたいと思ひますし、特に若者支援の中では、やっぱりほかのところではもう結婚、出産の祝い金が出たり、それから家賃補助を出していたり、こういった市町村もあるわけですから、実施できることからぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思ひます。

次に、公園の問題ですけれども、本町は本当にちょっと公園が少なくて子供たちの遊ぶ場所が限られてくるんですね。そして、前にも言ったんですが、私とこの区にある朝日公園、若者広場とも言うわけですが、ここはやっぱり遊ぶ場所が少ないためにボールを使うんですね。

それで、サッカーをしたらそこら辺に警察に通報しますというような文書が、看板があって、余りああいう表現は僕はよくはないと思うんですが、もっとやっぱり子供たちの心に訴えれば悪さもしないだろうし、そのところは行政側がしっかり手を打てばわかってくれるんじゃないかなと思うんです。

きのう私らも正月に向けてやっぱり公園きれいにせないかんということで落ち葉拾いや、それから雑草を刈ったり、そして溝に落ちてるごみを拾ったりしてこうやったんですが、やっぱり皆さんでやるときれいになります。だから、そういう場所があちこちであって、子供らが安心して遊べるという場所をぜひ考えてあげてほしいなど。

これは前スケボーの話もしましたが、そういったことも含めて、ぜひ子供の遊び場、公園です、ね、こういったものを整備をしてほしいなというふうに思いますが、そこらの点で子育ての観点から公園のそういう整備やいろんな問題で何か考えておられることはありませんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 本町の公園数につきましては、現在16カ所ございます。内訳につきましては、都市公園が6、宅地造成に係る公園が3、河川公園が3、防災公園が1つ、そのほか3カ所ございます。

安心して遊べる公園ということについてでございますが、今申し上げた公園が全て該当してるかどうかというところにつきましては、ちょっと検討の余地もあるのかなと思いますけども、地域住民のニーズをしっかりと把握して研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 親子が弁当持って遊びに行きたいと思ったら、みんなやっぱり三重県に行ったり、田辺まで行くというケースが多いんですね。

そういう点で、前の、私がここで町会議員する前にされた田中議員が、田中元議員ですね、その方がここで公園の問題を取り上げて質問したときに、那智高原があるというその当時の町長からの答弁が出てきたんですが、これ見て私もびっくりしたんですが、そういう感覚でおると、やっぱり公園の整備はできないし、進まないだろうなと思ってたら、まあ案の定そうなっておりますが、ぜひ親子でゆっくり遊べる、そういう公園づくりもぜひ検討していただきたいなというふうに、これは子育て支援の観点からぜひお願いをしたいと。

その際にちょっとお願いをしておきたいのは、遊具ももちろんそうですが、安全を確保することも大事ですが、子供らが来たときにやっぱり時間がわからないというので時計ですね、公園にやっぱり時計があれば、ああ時間気にして、今はやっぱり5時のあのチャイムしかありませんので、そういう意味では時計見ながら子供も行動できるんじゃないかなということで、安心・安全の対策のためにもぜひ公園に時計。

それから、これもこの間の私らの国民要求実行委員会のこの本町との交渉のときにも声出たんですが、トイレがないために結局家までトイレしに帰るというようなことがありまし

て、そらまあそうなりますと慌てて行きますから、もし途中で交通事故等があっても大変ですので、ぜひそういうことも含めてトイレ、それから時計、こういったことは必要なものとしてぜひ取り組んでいていただきたいなと思います。

その点で、公園のそういう整備の問題で考えてることはありませんか。ないですか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 先ほども申し上げましたとおり、地域住民のニーズというものをしっかり把握して研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ぜひ皆さんの声をしっかり聞きながら取り組みを進めていていただきたいと思います。

最後に、防災についての質問ですが、前回の定例会でブロック塀の改修に対する補助金の条例化がされましたが、その件についてちょっと町民の皆さんから幾つかの疑問が出されてますので、それについてちょっと質問をしたいと思います。

1つは、ブロック塀の除去に関してですが、やはり補助の費用が少ないために撤去もできないという声です。この方、ある方ですが、9月に2人の調査員の方が来られて、そして著しい傾斜ありという調査結果で帰られたそうです。その後、ある業者の方から、私はその方から預かった資料もここに持ってきてるんですが、それ見せてますとちょっと時間かかってきますので、それでそのある業者の方からその方にこういう見積もりが出されてきた、持ってこられたそうです。ブロック塀取り壊し工事13万5,000円と、それからブロック塀一式取り壊し工事17万2,800円という2種類の見積もりが出されてきました。金額の少ないほうは取り壊しだけです、あくまでも取り壊しだけ。後のコンクリートがらの撤去のほうはもう個人でしなさいよということになるわけです。それで、その方の塀の長さは7.1メートル、高さは1.72メートル、幅、厚さは10センチです。その方は、しかし女性1人でお住まいなので、当然壊されたコンクリートの撤去なんか、これできませんよね。そしたら、業者に工事を頼まざるを得ません。そうしますと、どうしても高いほうになります。

このときに、その方に示された補助の基礎額ですね、これが8万5,000円ということなんですよ。工事を結局ちゃんとしてもろて、片づけもしてもらおうと思えば約9万円の自腹を切るということになるわけですね。その上、フェンスをつくらなかったら、またフェンス代もかかってきます。そういう意味で、その方は年金暮らしをされてて、家の雨漏りもちゃんとよう直さんのに何でこんなコンクリート塀でこんだけのお金使えるんやと、そんな余裕ないわと、非常に怒っておられましたですね。もちろん僕はそうだと思いますね。

これまで台風や地震があったとしてもこのブロック塀の問題一切取り上げられてなくて、この間の事故があったから、これやむを得ずもう調査をしてせないかんということになったわけですけども、そのことで結局今まで何もなくて済んできたことがほんと起きて、それに対してお金を払えと、自分の金でやりなさい、まあ簡単に言うたら自分の金でやる分をしなさい

よということにわずかな補助ではなってしまうんですね。

ある方は、これも狭い、この方のところは1メートルぐらいの通路です。そのブロック塀を直しなさいと言われたんです。もう一人の方は、1メートル50センチあります。ここでブロック塀撤去して新たにつくり直そうと思ったら、道幅1メートル50センチですよ、真ん中の中心点から2メートルのところに建てなさいと、こう言われるんですよ。そんなん家の中に入り込むじゃないですか。そしたら、できないので、そんなことできませんよと、ここの家の、もろに中まで入ってきますんで。そうしますと、そしたらここいつか4メートルぐらいの幅に道路を広げるんですかと言うたら、いやそんな計画ありませんでしょ、その方も怒っておられるんです、何でそういうことを、失礼なことを言うんやというて。やっぱり人の立場を考えてないということでは言われました。だから、年金生活で始末に始末を重ねている人、これは本当にまあそういう意味で言ったら余裕がないというふうに思います。

この見積書には有効期限まで書いてるんですよ。それで、さらにその有効期限が書かれたやつが送られて、持ってこられて、そして次にさらに追い打ちをかける、これはちょっといかなもんかなと、県の振興局が11月30日付でこんな文書を送ってきてるんです。ちょっと中身読みますね。これ参考として書いてます。あなたが所有されている何町何番地のブロック塀、これを早く、放置しておりますとさらに危険な状態になることが予想されると、つきましてはブロック塀の倒壊等により前面道路を通行される方に危害が及ぶことを防止するため必要な措置を講じられるようお願いいたします。その中に参考例として、建築基準法の第8条というのがあります、そこに民法まで書かれて、第717条には土地の工作物等の占有者及び所有者の責任が規定されていて、その中にこういうのがあるんですよ。建築基準法第8条第1項、建築物の所有、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。これが維持できなければ何かあったときはあんたが責任とりにさいよと、まあ言うたら被害者に対してその損害を賠償する責任を負いますよという文書がぼんときてるわけです。

そうしますと、この方ね、これおどかしかつちゅうんですよ、ここまで丁寧によられたらね。ほんなら、こんなこと私できへんやないかと、どうせえというんやと。せやから、もう結局できないからやめますとなってくるんですよ。

だから、そこらもね、それで私ちょうど散歩してるときに業者の方がちょうど工事をされていて、そのブロック塀を工事されてる方に話したんです。どうですかとって話をしたら、結局こう言うてるんですよ。中途半端な支援のために、逆に、これちょっとこういう言い方失礼ですが、そういう金額的にやっぱり十分な補助がないために、逆にブロック塀を抱えてる人は泣いてるちゅうんですよ、出せないから。金の余裕のある人やったらいけますが、けどもほんまに金のない人そんなんできへんって泣いてますよって言うんですよ。僕もそのとおりだと思うんです。

だから、そういう意味で言いますと、補助の金額については、一度条例化しているわけですが、大変難しいかもしれないけれども、一定補助の金額を改めてふやすとかということも含め

で考えていかないと、これまあ財政もある中で大変厳しい状況ですが、ブロック塀の改修は遅々として進まないと思うんですよ。

だから、そういう点で必要な対策を講じるべきだと思うんですが、そこらいかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） ブロック塀に係る補助につきましては、本年9月議会におきまして補正予算を頂戴し、施行を始めたところでございます。

本町の現在の補助につきましては、撤去の場合、対象となる工事費の10分の9で上限が10万円、1平米当たりの上限が7,000円としているところでございます。

手持ちの資料では、串本町におきまして限度額が撤去30万円となっておりまして、県下で実施予定も含め、13市町村で現在事業を実施してございますが、多くは10万円の限度としているところが現状ではほとんどのところでございます。

しかしながら、本年度から始めた事業でございますので、これから先進地等を参考に進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今串本町の例も出ましたんで、串本町は10分の9、9割が補助として出たと思います。そうしますと、この方、例えば9万円補助をいただいてもあと9万円かかるという方なんですが、これ串本の9割で考えていきますと1万7,280円で済むんですよ。なら、大きな違いですよ。

だから、もっとそういう意味で安心して取り壊しの撤去ができるようにそういうことも含めて考えてやっていかないと、確かに10万円が多いのが多いんかもわかりませんが、せやけどそれは余りにも今の実態とは合っていないんじゃないかと。特に、こういった田舎のほうはやっぱりブロック塀結構多いですから、もともと風を防ぐために、宇久井なんかいうたら結構木で風を防御するというようなことをやってますけれども、そういう意味じゃなくて、こっちは勝浦のほう見たらやっぱりブロック塀のところ相当ありますから、そういう面での対策を、ほんまに新たな対策をどうしていったらいいかということを考えてほしいなと思います。

そしたら次に、そういう意味で安心・安全のまちづくりに向けて、しっかり対応してあげてほしいなというふうに思います。だから、必要な点については、また改めて対応を考えていただきたいというふうにお願いします。

次に、その安心・安全のまちづくりに向けて取り組んでいただきたいわけですが、ここ3年間毎年築地地区ですね、勝浦駅前から含めて、それで駅裏もそうですが、駅裏はまあ朝日になります。ここらで毎年この3年間冠水するという事態がやっぱり生まれてるんですよ。かなり地元の築地地区の方不安に思っておられます。

それで、勝浦のやっぱり商業での中心地になる場所なので、ここを、駅前を含めた築地地区

のこの冠水問題、どうしていくかということをお観光と地元産業の上からも早急に対応が必要だ  
と思うんですが、今考えてる対応策ありましたら教えてください。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 今やれる対策としましては、以前よりも築地地内の全体の排水能力が  
落ちている可能性がございますので、道路地下の大型暗渠排水路及びそれに接続しております  
各町道からの暗渠管や側溝を調査し、土砂が滞積していればそれらの撤去を行い、少しでも排  
水能力が上がるよう対応したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 早急に取り組める分はそういうふうにしたってほしいんですが、例えば  
あそこのところですね、漁業組合のところ結局排水管が向こうのほうでふたをされてるため  
に、あそこ漁業市場の工事をしたために、結局そこから逆流が起こるとい、いろんなとこで  
逆流が起こってるという現象が出てきてるんで、だからそういったことも含めて、ちょっと対  
策としては具体的にどうしていくかということで、ちょっと時間かかるかもしれませんが、抜  
本的にこうしていきたいというものを出していかないと、築地駅前のこの地域、それから裏側  
の朝日区のところでもそうですが、やっぱり相当皆さん不安になってきてると思います。

私もずっと駅前で18年間育ちましたんで、見てきて、その間であそこの一帯が水で大変だっ  
たというのは、あの伊勢湾台風のときしか覚えてないんですよ、1回だけです。もう頭の中に  
しっかり刻まれてんのは。あとね、チリの大地震のときにも津波が来ました。それで、家のと  
こまでばっと学校から慌てて帰った、もうすぐ帰りなさいということだったから帰ったら、ち  
ょうど昔やったら望海の横から水がさあっと入ってくるのが見えたんですよ。それで、親に水  
が来たでって言うていうて、慌てて荷物、1階のものを上げかけたらばっととまってよかった  
んですが、そういう意味でいきますと、そのときぐらいなんですよ。けども、そのチリのと  
きはずっと引いていったやつ、私も見たんですが、もう引いてしもて、あとはだんだんだん  
緩くなっていきましたんでそれ以上来ませんでした、せやからその1回だけ、最初の1発  
目だけだったです。

だから、そういう意味で言うたら、この地域、冠水の問題っちゅうのは余りなかったんです  
よ。けども、この間3年連続で起こってきてるということで、やっぱり相当地元の方不安に  
思っておられます。特に商店街の方ね。これがもう直接響いてきますんで。ちょっと大きくな  
ってきますと、やっぱり1週間ぐらいがちょっとどうしてもおい残ったりいろいろあります  
んでね、そういうことでいきますと、この問題はちょっと早急に対応が必要じゃないかなと思  
うんです。

それで勝浦やっぱり、何度も言いますけど、大きな観光地というところで、商店街が疲弊して  
しもたら何なりませんので早急な対応をお願いしたいなと思うんですが、だから1つは排水  
の問題もそうですが、遊水地がないですね、ここね、いろんな物が建ってしまったっていうの  
はあるんですが、遊水地がありません。だから、そういう意味で言ったら、そういったことも

含めて、ちょっと抜本的に対策を考えていかないと対応がおくれてしまうんじゃないかなと。

とりあえず、とりあえず早急にその排水の側溝の中のいろんなそれきれいにしていく、汚泥を取っていくというのはもちろんのことなんですが、計画的にこうしていきたいというやつをやっぱり町民の皆さんに、特に浸水された、冠水される危険の多いところについては、ぜひ早急に対策を立てていただければと思います。

この間のような集中豪雨で来た分はそれほどこともなりますんで、それはやむを得ない分もあると思いますが、改めて予測できる冠水の問題についてはぜひ取り組んでいただきたいなと思いますが、そこらちょっとまた引き続きやってもらえますでしょうか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） まず、築地地区の各側溝の高さや地形の高低差、そして側溝と暗渠などがどのようにつながっているかがわかる詳細なデータが記載された地形図が本町にはございませんので、今後側溝整備を計画的に検討できるよう地形測量と地図等の資料作成を平成30年度以降の予算で行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） その地形図がないのが一番心配なんです、ぜひそのことも含めて早く対応して、皆さん安心できるようにしてあげてください。

それから次に、防災の問題でちょっと考えてほしいのは、ハザードマップが出た後、あと何もないんですよね。これ築地区の防災マップなんです、築地区の。朝日区もあります、これ。朝日区の僕きのう公民館にとりに行こうと思って、もうちょっと時間がなくなったんでようとなんて、築地区のをちょっともう通りすがりに借りてきたんです。

ここには、もういろんなもの書いてます。それで、高い建物ね、避難できる場所、もちろん避難場所、それから公衆電話もあります、公衆電話、ここに公衆電話あります。だから、そういうふうにして割と、そういう放水用の、消火用のホースですね、ここにありますが、全部こうした図で。

これね、防災マップ、多分ハザードマップは家の玄関とかかわかるところに多分張っておられる方はないと思うんですね。よっぽど意識の高い方ぐらいだと思います。やっぱり見ても大き過ぎてわからんですよね。だから、まあそれはあれは津波の高さはここらまで来るよということで大体書かれてる内容ですから、だからあれよりも僕はこういうすぐ玄関とこに張っておいて目に届く、皆さんの目に届いて、ああ絶えず意識下されるという、こういうやつをぜひ防災で取り組んでもらえないかなと。これを各戸に配布しておいてもらえれば、玄関のところにぽんと、これやったらすぐ剥れますんで、これやったらいつもこう絶えず目にしますんで、必要な手が、それぞれがやっぱり意識を高めていくという点では大事じゃないかなというふうにこれを見て思ったんです。もちろん朝日区にもありますんで、朝日区なんか高いビルのここへ逃げてくださいというような場所も書かれています。

そういう意味では、ぜひそういう取り組みをしていただきたいなというふうに思うんです

が、もう一つです、まあそれは3・11のあの事件から、東日本大震災のほうからもう長年たっ  
てきますと、だんだんだんだん意識も薄らいでいきますんで、ぜひそういう取り組みをしていた  
だきたいなというふうに思うんです。

次ですが、この間私ちょっとある、ソフトバンクの携帯の事件が、問題が起きましたです  
ね。あれを見たときに、やっぱり公衆電話必要やなど。今ここの築地区だけでこれ3カ所ある  
んですよ、3カ所。そして、海側に近いようなところがありますんで、これやられたらすぐや  
られますんで、そういうことも含めて、少しでも安全な場所にといいんか、利用、壊されない  
ようなところに、例えば駅のところには必ず2階のところ公衆電話があるとかというよう  
な形で、ぜひ幾つか町内に、いざというときにはやっぱり公衆電話僕は大事やと思います。前  
のときもやっぱり携帯ではつながらないということが多くなりますんで、今回もうソフトバン  
クのああいう事故があったということで全国でもうパニックってますから、そういう意味では公  
衆電話、ぜひ必要じゃないかというふうに思うんですけども、そこらで考えてもらうことはでき  
ませんでしょうか。ちょっとそこ意見を求めます。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 地区の防災マップの作成の件でございます。幾つかの地区では、既に  
作成いただいているところでもございます。自主防のほうからお話をいただければ、連携に努  
めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、公衆電話の配備につきましては、現在町内には屋外に設置されており、常時使用可能  
なもので29基の公衆電話が設置されてございます。主には、駅前や国道沿いとなってございま  
すが、NTTでは新設には何らかの条件があるとは聞いてございますが、できること、必要な  
ことは進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 自主防からの申請があるというよりも、できるだけ防災が中心になりな  
がらできていないところについては支援をしながら取り組んでいくということで、そしてその  
防災の方にも意見を聞きながら、例えばうちのところでここに公衆電話がないからここに欲しい  
よとかね、というようなことも含めて、対応を考えていただければなと思うんです。それをち  
よっと最後、その防災の件でお願いをしておきます。

それから、やっぱりその点は自主防災だけに任すのではなくって、役場の人数も少ない中で  
大変だろうと思うんですが、ぜひ防災のほうでも避難路の整備の問題も含めてですが、この間  
も勝浦小学校のところの防犯灯が切れてて夜中暗くて困ってる、子供らが安心して通れないと  
いうような問題が出て、それはすぐに要望で上げたんですが、あそこ、きのうたまたまちよっ  
と用事があって行ったときに、自動車道の下の中村のどこですか、あそこに自動車道に逃げる  
避難路があるんですが、あそこらあたりを、あれ夜になったらさっぱりわかりませんね。真っ  
暗です。せやから、そういうとこにせっきゃ避難路がある、昼間やったら逃げられますけど  
も、夜のときはもう全然対応できないと思います。車のライトで照らしても部分的ですから

ね、非常に、やっぱり怖いと思います。

だから、そういう意味では、ああいったところ、きちんとやっぱり点検をするというんですか、点検をして整備をしていくと、そこは自主防災の人とも相談しながらそういうふうなところについては補っていくということをぜひお願いしたいなと思います。

そして、今びっと鳴りましたんで最後にしていきたいと思いますが、皆さんとこのおうちにも多分こういうチラシが入ってると思います。貸してください、売ってください、農地、山林、遊休地、耕作放棄地、これを高額で買い取りますという、100坪以上ですよ。これ多分家のほうに広告で入ってる。それで、もう既にそういうものが契約がされたというのも紹介をされて、こういうチラシが入ってて、私もこれ見てびっくりしたんですが、ああもういよいよいろんな動きが出てきてるなということ。

それで、調べてみたら、こういう土地、だから農地のところに家があって、そこ誰も住んでないと、その壊す作業もうちで責任持ってやりますよと、ここまで言うんですよ。そして、これ、そういった家でもこんなどこが買うてくれるんやと思うてるとがぼんと買いますよと言うてくれたら、ああおおきになってなりますよね、当然。だから、そこが僕は一番怖いところかなと思うんです。そのときに、売る方のほうはそういうことも考えずに、何やせっかく買うてくれるんやったら少しでもお金できたほうがいいと思うのは、これは当然のことであって、だからそういう人たちが知らん間に売ってしまったと。

そしたらね、初めから\_\_\_で使うんだったらわかるんですが、そうじゃなくて、買うておいて後で転売するんです。転売をして、そして別の人に売って、その人が\_\_\_で使うという。それで、またその場所を貸す、貸して、又貸しもできるよ、当然ね、そういうことをしてわからないようにしていくと。当然、そこで太陽光発電をすとなつたときに、その斜面を見たときに、こんなとこんなでつくるんやという声が当然上がってきますから、だからそういうことを避けていくために業者のほうはいろいろ知恵を絞ってると思います。

そういう意味で、これはすさみ町の例なんですけど、小高い丘をもう削り取ってしまつて、これ全部全面小高い丘こうなってますよね、これ全面ソーラーパネルです。だから、湧水のどころじゃないじゃないですか、貯水もできません。ここは下に田畑があるために除草剤まけないですよ。そうしますと、何してるかという、これソーラーパネルの下はビニール、緑のビニールでわかりにくいように覆ってるんですよ。そしたら、これどうなります、雨降ったら。大雨降ったらすぐ川になりますよね。谷になる、谷というか川、水流れ込みます。そしたら、それが全部下へ行きますからこれ二次災害起こします。これ大変な状況です。これがすさみ町のほうで、私向こうのほうでちょっと写真いただいてきたんですが、そういう形になってます。

だから、ぜひここらあたりもしっかり見ておいていただきたいなと思うんですが、こういう今のところで実態をつかんだというのはありますやろか、ちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） ことし6月22日に施行されました和歌山県太陽光発電事業の実施に関

する条例では、出力50キロワット以上のものであれば県知事の認定が必要となってございますので、そういう大規模なところについては県でも町でも協議が必要になってまいりますので把握はしておりますけども、それ以下のものについては今のところ把握はしてございません。

しかし、今後は那智勝浦町宅地開発等に関する指導要綱の中にあります適用範囲を太陽光発電事業建設に関します事項を追加するよう改正しまして、事前協議や指導を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 多分これ県の条例もあった中での、多分つくられたやつだと思うんですけどね。かなりえげつないですね、中見ましたら。だから、そういう点とか、勝浦のほうでもちょこっと見回してみますとそういう動きが出てきているというようなことはちょっと耳にします。

この間もある方、湯川の奥の方ですが、私もちょっと行って話をしている最中にライトバンのバンの車が、大きいやつやね、普通はそこ軽ぐらいしか通りにくいところですが、入ってきてました。それ多分その土地の調査に来たんだろうと、見に来たんだろうと思いますけども、そういう動きが出てきますんで、もし町民からそういった\_\_\_のような動きについて相談があったときにはぱっと受け流すんじゃなくて、しっかり対応してあげてほしいなというふうに思います。そうしないと、土地だけかと思ったら、転売、又貸しとかといってさらにいろんな問題出てきますんで、しっかり目を光らせて対応していただきたい。できたら、町の条例等も含めてしっかり検討していただきたいなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（中岩和子君） 10番津本委員の一般質問を終結します。

休憩します。再開11時15分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時56分 休憩

11時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、9番亀井議員の一般質問を許可します。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問内容は2点。1つ目は交通弱者に対する交通アクセスの構築について、2つ目は空き家対策についての2点を質問させていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、町営バスの運行についてであります。平成29年12月議会の一般質問において、新病院への交通弱者のアクセス及びコミュニティーバスの運行についてを私はお尋ねさせてもらい

ました。また、当局からは6月の委員会において、天満、勝浦、宇久井地区に町営バス運行計画の説明を受け、さらには地域公共交通会議では1社の反対があったことの説明を受けましたが、その後、今日に至るまでのこれに対する対応等があり、またそういったことがあれば進捗等をお聞きします。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

現在もその事業者との協議を継続している状況でございます。既存路線との競合区間の問題があり、いまだ合意を得るに至ってございません。

しかしながらですけれども、先日当該事業者と協議を行い、新路線の整備については地域住民からの要望があることと、また高齢者を初めとする住民の交通手段を確保する必要があり、競合区間があることによる影響については他の方法等により解決していくことで前向きに協議していただく旨をお伝えし、一定の理解を得られたところでございます。

以上です。

また、今後も天満、勝浦地区、それから宇久井地区における新路線の整備に向け、早期に合意が得られるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今の御説明では、宇久井地区から町営バスを運行するには、以前は、会社名を申しますけども、熊野交通の新宮勝浦線と重複するという意味での反対があったと聞きました。そういった協議というのは地域公共交通会議ということの認識でよろしいのでしょうか。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えいたします。

宇久井地区から勝浦地区に至る路線につきましては、現在も合意を得ておらず、協議を継続している状況にございまして、地域公共交通会議の開催には現在至っておりません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） それでは、色川線につきましては、色川から出てきて県道那智山線に入りましたならば、そこから井関駐在所前から勝浦駅まで、これ熊野交通と同じ路線を走ってますよね。そういったことを踏まえて、宇久井地区ともそういった熊野交通の路線が走ってる、この違いは、宇久井は走れない、色川線はそういった那智山線から走ってる、そういった点についての違いはどういうことですか。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 町営バス色川線は、熊野交通の色川線の廃止後、代替措置として地域住民の交通手段として運行を開始しており、重複する部分の運賃を同額設定とすることなどを条件に熊野交通側に理解していただいた状況でございました。

現在、当時とは状況もかなり変わってきておまして、現在ではこの路線に関しても厳しい状況であると思われまます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） それでは、今もう一点聞かせてもらいたいの、今宇久井等では話し合いが続けられていると、協議中であるということですけども、1点これちょっと教えてほしい。

もし仮に町営バスが直通で病院なり行けない、太田、色川線は入ってますわね。宇久井地区入れないとなりましたら、宇久井地区、特に主に高津気やニュータウンから交通弱者が新病院へ行くにはどう行けばいいのか、そのルートをちょっと教えてください。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） ニュータウン、また高津気地区、またそのほかの宇久井地区の方々ですけども、新病院に行く方法としましては、検討しております宇久井地区の町営バスで宇久井駅または国道沿いの熊野交通のバス停留所まで行っていただき、それから新宮－勝浦間の路線バスに乗り継いでいただきまして勝浦駅等々で降車後、また経由する町営バスに再度乗り継いでいただき、新病院に行く方法となります。

現在、宇久井地区とあわせて検討しております天満、勝浦地区における町営バスの運行が仮に可能となれば、そういった選択肢もふえてくるものと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） この太田色川線が病院へ入っていくから、そこまで定期バスで来て、そこで乗り継いでくれというような考えですけどね。太田色川線、1日3往復ですわね。ということは、その6本のうちの往復乗るわけで、帰りか行きかのどちらかでしか病院へ寄らないわけですわね。

そういったときに、非常にこれ勝浦の駅でおりても土産物屋さんの角っこに停留所があるわけですよ。駅でしたら駅の構内に入って、もし雨のときでも待機できますけど、あそこでもし雨降りのときに乗り継ぐ、また朝日の停留所で乗り継ぐとって、雨降りのときどんなにするんですか。ましてや、新宮から勝浦までの定期バス、常に時刻表どおり走ってないんですよ。5分、10分おくれとか、そういうのは常にあるんですよ。そういった場合、太田線とかその色川線の発車、前の名古屋からの電車やないけど、新宮で待っておったというのがありますけど、そんなんちょっと待ってもらえるんですか。そんなん非常に難しいですよ。

ですから、そういったことを踏まえて、ただ単にそういった経由のバスがそこへ行けと、そういうような方法では、ちょっと理解できんと思いますけどね。その辺どうですか。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 今申しました方法に関しましては、すごく議員おっしゃるとおり不便な方法になります。

ただ、今考えてる路線としては、そういう路線でしか今は考えられておりません。申しわけない。また、先ほども最後言いましたけれども、勝浦、天満、新路線ですか、そういったものも可能とあればそういったところも選択肢もふえてくるということで、今そういった方法しか考えてございません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） そういった、熊野交通さんも非常にあの路線が乗客が少ないという中で、1つお聞きしますけども、新宮市の場合、やましろ号というバスありますねえ。これは新宮市の医療センターから中心部へとか近大の新宮高校前とかといった路線があって、佐野地区から国道を通った熊野交通の定期バスの路線を走ってるんですよ。この路線バス、これ車両は市有のワンステップバス、これ市有ですよ。それを熊野交通へ委託してるというような状況ですよ。

そういったことを踏まえた中で、十分熊野交通さんと今後会議等でそういったことを理解してもらいながら、直通に出来るような運行を検討、検討というか、考えることはできませんか。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） やましろ号については、新宮市が所有する車両を利用しておまして、熊野交通が運行している路線でございます。宇久井地区においてもやましろ号と同様の取り扱いで路線編成ができないか熊野交通さんと協議をいたしました。運転手の雇用や事業免許の取得等の負担を考えれば相応の収益が見込めるものでない以上、路線編成は厳しいとのことでございます。

また、町としても車両購入費、それから欠損補填等かなりの経費が必要であることなどから、現在はちょっと難しいものと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 経費がかかるというのは当然で、私もその点は危惧しているところでありますけども。現状の定期バス、熊野交通さん、新宮から勝浦までのこの定期バスを見ますと、乗客がほとんど見受けられんですよ、お客さんが乗ってるところが余り見受けられない。特に、外国人の観光客等がよく利用してるのはたまに見ます。

そういった中、こういったものも先日の新聞紙上で地方路線のバスの収益が減少して窮地に陥り廃線に追い込まれた地域が全国で見受けられたというようなことも掲載されております。そういったことも踏まえて、うちと行政と、やっぱりその交通会社との話し合いの中でその辺は費用もかかるかとは思いますが、各、串本においても、あの広い地域をそういった形で周遊していると思うんですよ。そういった形で考えていってほしいと思います。

それから、浦神下里線は粉白から下里天満、この町中を走って、太田線の経由しているバスで勝浦まで来ることが出来ますよね。これが普通の住民サービスであるとは思いますが、公平公

正な行政サービスとして、同等の地区、まあ宇久井とか勝浦、天満ですね、同等の地区でも当然これを行うべきだと思います。そういったことをちょっと、同等なものに当然やるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 議員おっしゃるとおり、地域間の行政サービスの均衡を図る必要があるものと私どもも認識しております。今後も公平公正な行政サービスに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 例えを言えば、宇久井、ニュータウン地区は初めの入居者は、都会の生活に疲れまして定年後に静かで空気のよいこの場所がよいとして来られた方が多かったんですよ。歳月がたつにつれて、高齢化になった上、連れ合いが亡くなり、買い物にも病院にも行く手段がなくなり、転出していった方もございます、現在。

この人口減少が進む中、このような交通難民に救いの手を差し伸べるのも行政の責務ではないかと考えますが、この点町長どうお考えですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 議員御指摘のとおり、例えばのお話で宇久井地区等も含めまして、交通弱者と言われる方々の利便性を向上させる、そのためにも地元の方々の意見も聞きながら、コースであるとか手法、手段ですね、そういったものを十分勘案しながら、今後とも引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 次に、町営バスの運行料金の見直しについてお尋ねします。

これ、近隣の市町村に聞きますと、太地町では100円の乗り放題、また古座川町では300円、串本町では200円、また新宮市のコミュニティーバス、ふれあいバスには190円均一、そういった低額で市内、また町中を周遊しているバスがございます。

本町において、これ私聞いたところですよ、本町においてでも始発から終点まで色川線、太田線ともこれ600円ですわね。これ低所得者には非常に高いと思います。聞くところによりますと、ある男性が勝浦まで料金500円の地点から臨時雇用をされて、ああええなど、働きたいなということで臨時雇用されました。これ、4時間雇用で3,000円台。これに交通費往復でいきますと、これ往復1,000円かかるんですよ。3,000円ちょっとの雇用賃金で1,000円引かれましたら30%以上が交通費に当てはめていくんですね。それで、実入りが少なくてこんな働く意欲がないというような形で私のほうへ聞いたことがございます。これ、料金の見直しは考えられないでしょうか。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 本町の場合ですけれども、熊野交通の路線バスが運行しているということで、他の近隣市町村とは少し状況が異なっております。熊野交通の路線バスとの競合区間に

つきましては価格設定について制限されておりまして運賃の改定は行いませんけれども、しかしながら、こういった方向、方法が可能かどうか、今後検討させていただきたいと考えます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 後ほどその点についてまた触れさせていただきます。

今後少子・高齢化が進むにつれて人口減少が全国的に課題でありますわね。町の課題の一つにIターンの受け入れ事業がございますわね。そういった方々が来ても、都会から来た人は若者であってもサラリーマンとかそういう都会で電車通勤してる人とか、Iターン来ても免許100%持ってあるとは限らんですよね。

そういった方々に、これも交通弱者になると思いますよ。そしたら、これ活動範囲がどれくらい狭まってくるんですよね、働く場所が。今はIターンの方々たくさん来てくれて、農地、農業等で生活をしていると思いますけども、今後そういった方々も受け入れはほんまに難しいと思うんですよ。

そのためにも、中山間部から働きやすくこちらのほうへ来れるような交通施策は重要であると思います。ぜひともこういったことを踏まえながら、今言われました、確かに熊野交通の定期バス、重複のバスがあります、そういった賃金の問題もありますけども、そういったことも踏まえて検討課題の一つになると思います。そういった交通弱者を救うためにはこういった手法があるかというのも行政が考えるべきやないかと思います。

この点について、交通弱者について、ちょっと病院の事務長に伺いますけども、太田、色川線、今町営バス、病院まで入ってますわね。この入ってる1日当たり乗降客どれほどですか、ちょっと教えてください。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

町立温泉病院には色川線、太田線、それぞれ乗り入れていただいておりますが、乗降客数は平均すると1日当たり3人ぐらいとなっております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これ総務課、この色川、太田線、1日当たりのこの病院だけではなしに、乗降客、乗客は何人ぐらいですか。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 申しわけございません。ちょっと色川、太田線のその乗降状況、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後日回答させていただきます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今聞きましたのは、例えば色川、太田線で20人、15人、1日お客さんがあるとするならば、病院へ来る人が3人ということに対して、これを3人の方はもう病院へ行かなければならない交通弱者ですわね。僕はそれ以上に交通弱者おと思うんですよ。けども、高齢者や低所得者、この交通弱者があっても料金が安いゆえにこのバスに乗って病院ま

で来れない、そういった方もあると思うんですよね。そういった方が身内の方とか知り合いに対して送ってもらう、送り迎えをしてもらう、そういう作業が入ってくるんですよ。そうしたら、送ってきてくれる人、運転手の人はそのだけ送り迎えに時間がかかって働く時間が少なくなってくる、そういったことにもなってくるんですよね。

ここですね、私、これ全般的に私、もし考えるなら考えてほしいんですけども、新宮市の医療センターありますよね、あそこでは以前から外来患者、お見舞いの人、また付き添いの方が、まあ言うたら定期バスに乗りますよね。そのときにあその受け付けとか、乗ってきたときもそうですけども、100円の割引券出したあるんですよ。そしたら、これは市内市外問わず、私の場合宇久井ですけども、宇久井で200円幾らかかると、例えば250円かかるとしたら、この券を出したらこれとともに150円出したら行けると、そういったような割引等も考えたあるんですよね。

私はそういったことも踏まえて、これ病院だけではなしに、例えば安くしたら那智山線の、那智山からおりてくるお客さんも、乗ってくるお客さんもおるといようなことも踏まえた中で、やはり町民全体が公平な料金で行けるような考えもしてやってほしいと思います。

そういったことで、これ今副町長言いましたように、熊野交通の乗車料金が基礎になるとは思いますけども、これ色川線で例えたなら、重複区間の井関駐在所前から勝浦まで350円かかるわけですよね。色川から出てきて県道へ来たら、ほんだらあその前の井関駐在所、あそこですけども、あそこ普通の定期バスがあそこから走ったら勝浦まで350円かかるんですよ。それを踏まえて、もし、もし仮に話し合いの中で宇久井から勝浦直通バス来れるとしたら、宇久井の港口から勝浦まで300円ですよ。そういったことも踏まえて、これ太田線も含めて、太田線が何もとってないさかそこだけ安くせえというわけにはいかんと思うんで、この基礎となる、この井関駐在所前の350円を基礎として、それ以遠は同じ同等の350円、これ350円で乗ると、何か乗り放題みたいな形でやったらどうかという。これ余り収入、そしたら600円のやつも350円になるとか、そういった収入が減ってくるとかいろんなことを思われるんですけど、そんなに差異はないと思うんですけど、これ私の一つの案でありますけど、どうですか。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 今の質問の前に、先ほどの色川線、それから太田線のあの乗降客数のほう、お答えさせていただきます。

色川線に関しましては、平均11人、それから太田線に関しましては平均14人から5人というところになってございます。

そしてまた、今の亀井議員さんの質問の中の回答としましては、先ほども350円にという話でございました。これにつきましても、私ども一つの案として参考にさせていただきます、また事業者との協議も必要になってございますので、協議させていただきます、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9 番亀井君。

○9 番（亀井二三男君） この件について最後にちょっと町長にお伺いしたいんですけど、平成29年度決算では運行費が、まあ運行費ですね、バスとか運転手の、2,234万6,000円だったんですよ。運行料の収入が304万4,710円と。これそういった形の中で、何もこの町営バスは収益をふやそうとしてやるものではない、町民のためにまあ言うたらサービスするということになると、なる趣旨だと思うんです。町長が言う、住んでみたい、住み続けたい町をこれ目指すなら、大きな額にならないと思うんですけど、町長その点はいかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） バス料金の見直しにつきましては、現在町営バスを御利用されている方々、特に高齢者が多く、交通弱者と言われる方が多いと思われませんが、できる限り負担の軽減となるよう検討していきたいと思っております。

そしてまた、そのことによって乗車率の向上につながるようなといったことを各路線で検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9 番亀井君。

○9 番（亀井二三男君） まあ私の提言として、今回高齢者、低所得者、交通弱者に対しまして手厚いサービスを求めましたが、これ多くの課題がある中で、ぜひとも前向きな取り組みをお願いいたします。

次に、空き家対策についてお伺いします。

通告のように、国の法律である空家等対策の推進に関する特別措置法等、和歌山県条例の通称景観支障防止条例、これをもとに本町において諸問題について質問させていただきます。

この国の特別措置法の背景には、平成25年時点では空き家は約820万戸あると記載されております。この平成25年の同時期の本町の空き家数はどれぐらいあるんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 平成25年時点で5年ごとに行われております住宅・土地統計調査によりますと、本町の空き家件数は2,390件、住宅の約4分の1が空き家となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9 番亀井君。

○9 番（亀井二三男君） 4分の1が空き家ということですね。これは全国的に見て非常に高い率だと私考えます。

こういった中、普通の空き家でも入れる空き家と廃屋というか、そういったものも含まれると思いますけど、平成25年では820万戸ということですけど、先日のニュース、テレビ見ますと、現在の空き家は1,000万戸を越えているんじゃないかと言われてます。そういった増加傾向が非常にあるということを踏まえて、そういったものを解消するための国の特別措置法の第6条に市町村は空家等対策計画を定めることができるとありますけど、本町においてはこれは考えできてるんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 昨年度に空き家に関する課で構成しました役場庁内空き家対策検討会を立ち上げまして、今年度から建設課のほうで那智勝浦町空家等対策計画案を作成いたしました。そして、その案をもちまして、12月6日に第2回の庁内空き家対策検討会を開催し、関係課で計画の内容を確認して計画の作成を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今検討してる状況ということですが、これもし検討して固まったらいつから施行するような計画があるんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 予定といたしましては、平成30年4月1日から運用を開始したいと考えてございます。

以上でございます。

〔9番亀井二三男君「31年」と呼ぶ〕

31年、失礼しました、平成31年4月1日から運用を開始したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今言われましたように、それが来年4月から施行されるとなると、これから私が質問させてもらう中で、それに入ったあるかどうかはわかりませんが、もし質問の中で見直すべきがあるのであれば、それまでにそういった検討会でまた練っていただいて、十分なその対策計画をつくり上げていただきたいと思います。もしもこの質問の中であれば、また答弁願いたいと思います。

次に、この同法第2条第2項の特定空き家等とはどういうものですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められている空き家等でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今課長言われましたその特定空き家等については、この国の特別措置法の中にうたわれてますよね。そういったことを踏まえて、本町で今課長言われた中で、特定空き家、これの中に含まれる空き家がどれほどあるか、そういったことは把握されてますか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 町内の特定空き家の総件数については、今のところ調査を行ってございませんので把握はできておりません。来年4月1日からの空き家対策計画を利用いたしまし

て、そして県の空屋等対策推進協議会が策定しました判断基準に基づき、特定空き家を調査したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 空き家対策につきましては、今4分の1ほどの数字を示されましたわね。そういった中で、使用できる物件ですね、そういった空き家については空き家バンクなり、また本町においても空き店舗の活用事業等を行っておりますわね。

今回の私の質問につきまして、今言いました特定空き家等について質問をさせていただきたいと思います。

ちなみに、この空き家対策については、平成25年、26年、この2カ年でこの場の一般質問に同様の問題、質問されておる議員もおるんですよ。それから、そのときの町長の答弁は、先進地も踏まえた中で考えさせてもらうというふうな答弁しておるんですね。あれから5年たって、何も改善されていないと私は思うんですね。

この私たち議員のこの一般質問というのは、これ夢を語るときは夢を語るでいいんですよ。そしたら、皆さんも初めてのことを聞くんであって、ああそういうのもあるなら、そしたら検討させてもらいますよということもできると思うんですけど、これ現状を問う場合、こういった現状を問う質問に対しては、私たちは地域のため、また町民の皆さんの声をあなた方に投げかけておるんですよ。

そういった中で、例えば今まででもよくありますけども、軽率に検討します、一般質問が終わったら、ああ終わったよ、もうしばらく置いてても大丈夫やよというような考え方で済まさないで、まあ言うたら実現を踏まえた中で御答弁を慎重に行っていたいただきたいと思います。もうあれから5年もたって、何も、何らない、そしたら質問をせん限りもうそのままだというような形で、今建設課長が言われたように、町のそういう計画策定しているというのは今ようよう進んできた中ですね。そういったものを踏まえております。

それから、この特定空き家等につきましては、これ以前も県の条例ですか、県の条例の中を踏まえた中で、以前北浜地区の廃屋撤去、処理について、県の条例に基づいて周辺住民からの要請が来た。その中で、要請が来たら、今度は持ち主に対して勧告をします。勧告して、これ勧告、命令といった順になるのが普通ですよ。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 特定空き家に対する措置の流れにつきましても、要請、勧告、命令の順を踏み、最終的には改善されないようであれば所有者費用負担を求める行政代執行の手続となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） そういった順を踏んで命令に従わなければ代執行というような形になると思うんですけども、これ仮に、これちょっとお聞きしますけど、町内各所に特定空き家に該

当するような建物、数多く見られます。

そういった中で、私車で通りやるときによく見るんですけども、所有者がおられる場合は所有者の方が頭上注意という看板立ててますわね。あるところでは、この看板が那智勝浦町の看板が立ったあるところあるんですよ。この違いはどういうものですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 住民や地元区長から老朽化した危険な空き家があるとの通報を受けまして、現地を確認し、危険な状態と判断した場合は所有者に補修を行うことや落下物が生じないよう対策をお願いさせていただいております。

しかし、所有者が遠方の方や管理者が不明で連絡が早急にとれず、対応してもらえない場合、通学路などで町道に面しているところにつきましては、道路管理者として歩行者の安全を図るため、注意看板の設置を行わせていただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） まあそれが当然ですわね。

しかし、これ町の看板立っておとなった場合、その特定空き家が台風とかというような形の中で倒壊した、飛散した、そういったときに近隣住居、また歩行者、通行者、けがもししたら、これ町の看板立ってたら町の責任も言われる可能性があるんですよ。

ですから、これ以前から私担当課である建設課に行って、もう1年も前になるんですかね、あれどないするんなくなっていうことになったら、結局気持ちよく所有者、以前固定資産税を払っておられた方がまあ国内におらず、よそにおるということで手紙を出していただいて返事がないと、そういったことがありますんで、こういったことに対しては所有者不明という考えでよろしいんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 狭義の意味では所有者不明とは言いがたいんですけども、広義の意味では所有者不明と言って差し支えないと思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） そういった場合、所有者に連絡とれない、またそういった不明があれば、この県条例でいう勧告、命令といった順序が踏めないわけですよ。そういったことも踏まえて、今度町がつくる策定計画の中では、そういったものを含めたものも含まれておるんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 所有者と連絡とれない場合は、ある一定期間の手続を踏まえまして、略式代執行を町のほうで行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これ今まで説明を受けた中で、これまた次に所有者不明、今言われました物件とか解体撤去後の更地にしたときの固定資産税の関係など、ちょっとお聞きします。

これ、所有者がわからない特定空き家等の対応については県条例では対応し切れないということになってますよね。11月7日付の新聞記事見ますと、これは特に台風等の被害が問題ですけども、被災した方々が、建物建ったある、ですけど撤去してくれと、通知しても自分が撤去したら固定資産上がってくるとかいろんな形があって撤去しないところがある、そういったものも非常に復興の妨げになっているというような記事もありますし、また税制がネックになって、空き家を撤去して更地にすると宅地と適用されて固定資産税の軽減措置が受けられると税額が最大約4倍になり、解体を望まないというようなことが掲載されております。

これ以前何も知らない良識のある方が、近隣の方々に迷惑がかかると、そういった思いで建物を解体し更地にした。ところが、固定資産税がぼんとはね上がってくる。これ税制を余り、町の中、住民、我々もそうですけども、余りそういった詳しいことを知っている人はないと思うんですけどね。そういったことを踏まえて、びっくりしたという方もあります。そういった方がロコミで、うち解体したら固定資産税上がったんやって言われた場合、今町内によくあるその特定空き家等の所有者、これ解体したらまた固定資産税払うのえらいなど、そのまま置いとこかというのが問題になると思うんですよ。こういったときに、ロコミをほんまに心配するんです。

ほんで、私ことし、先ほどの質問でもありましたけど、ことしよりブロック塀の撤去費用、これ補助金出すようになってますよね。これ特に特定空き家等への対応については、ブロック塀以上に近隣家屋や通行人に被害を及ぼすおそれが大きいと思うんですよ。これちょっとお聞きしますけど、これ解体費用が大きくなるんで、解体撤去費用等の補助等は考えられませんか。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

そういった先進市町村の事例があるということで、そういった状況を参考にさせていただきまして、前向きに私ども協議していきたいと考えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） それでもう一件、空き家等問題に詳しい方の話では、解体後も固定資産税の軽減を続けたりするなど特例措置の導入も検討すべきだというような新聞記事載ったんですよ。これは5年前の一般質問の議員の質問でもこんなやりとりしたと思うんですよ。全国的にも先進地事例もあると思うんですよ。

こういった形の中で、ちょっと税務課長に聞きますけども、本町の場合、どのような対応になっているのか、ちょっと詳しく説明願えます。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 固定資産税の減免に係る住宅撤去後の延長についての御質問かと思ひ

ます。

現在、住宅を撤去いたしますと、これまでの住宅用地として特例で軽減されておりましたものが本来の額に戻るということになっております。特定空き家といいますか、今そのように該当するような物件につきましても、住宅用地特例から外れるというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これね、今税務課長言うた答弁では、空き家を解体すれば本来の額に戻る、本来の額にということ。これ解体した人とか特定空き家持つてある人なんかは、本来の額に戻るっていう頭、一つもないですよ。やれ6倍になる、3倍になるとか固定資産税が上がることしか頭にないですよ。今は前の資料から私も見ますと200平方メートルの建物以下は6分の1ですな、軽減、以上は3分の1ということもちょっと調べておるんですけども、こういった形で、税もとに戻ると、税がもとに戻ると、本来の額になるというふうな形は全然頭の中に住民の方ありませんよ。

だから、もっと優しく、まあ言うたら回覧なりなんなりいろんな形の中でそういった町民の方がわかるような、特定空き家の方がもし解体する勧告するなり、そういったものがあるならば、そういった説明をしてやらなければ、これ解体する人なくなってきますよ。

そういったことを踏まえて、この固定資産税が解体して更地になったときにもとに戻るとはなしに、軽減特例措置をとるようなことは考えられませんか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 空き家対策で法律上定めなければならない幾つかある項目の中に税の軽減制度等は含まれてございませんので、建設課で現在作成中の空家等対策計画の中には税の軽減措置に関する方針については定めてございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 定めてございませんということですね。今後そういったことも踏まえて、これお金のかかることやし、税が公平公正であるというのは基本であると思うんですけど、町として、先ほど来お聞きしておりますけども、こういった軽減措置とか、強制撤去等のあとの補助とか、速やかに対応できるように詳しく明記した先ほど来の本町の空家等対策計画策定について、詳しく踏み込んだようなことで対応していってほしいと思います。そうでなければ、いろんな問題が、町の中の人でもわからないところが多いと思います。そういったものを踏まえて、今後の対応、対策、これについて、この空き家対策について、今何件かお聞きしましたけども、最後に町長、このことについて御意見、ちょっとお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 特定空き家等につきましては、防災・減災の観点からも対応が必要だと考えてございます。今議員お話をいただきました解体に際しての解体費への補助費あるいは解

体後の固定資産税の軽減措置等、附帯軽減措置につきまして、解体がより進むような、そんな方法をとっていきたいと。できれば、効果の上がっている施策、他の先進地も十分調査をしながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今町長が言われましたように、撤去費用についても県内でも幾つかの市町村で撤去費用の補助があるかと思えます。また、全国各地であると思えます。それで、固定資産税についてもあろうかと思えます。そういったものを踏まえて検討していただきたい。

これは今後のうちの課題としまして、平成30年3月31日現在の本町の世帯数は7,883世帯であるんですね。ここで前年度比、比べますと148世帯減ってるわけですね。それがいわば空き家になってくるというような形になってくるんですね。今後も人口、世帯数が減って、空き家がふえてくるのは目に見えています。全国で現在の空き家は1,000万戸とも言われております。早急な対策をとらなければ、観光地としての景観支障はもとより、美しく住みやすいまちづくりにはならないと思えます。

今後、今先ほど答弁最後にいただいた町長の手腕に期待しまして、私の質問、終わらせてもらいます。ありがとうございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開が1時30分、13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時07分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、6番金嶋議員の一般質問を許可します。

6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） それでは、通告に沿って質問させていただきます。

先ほど10番議員さんも触れてましたけれども、重ねて質問させていただきます。

観光振興は、ただ観光客をふやすことが目的ではなく、雇用を生み、地域産業を活性化させることが本来の目的ではないでしょうか。観光産業は、旅館1つ例にとりましても、そこで従事している方も多く、そのほかにいろんな業種、建設業から電気、水道、飲食においては、魚屋、肉屋、八百屋、酒屋、またリネン関係等さまざまな業者がかかわった非常に裾野の広い産業です。

しかしながら、町の宿泊客はどんどん減少し、災害もありましたけれども、平成29年度では50万人を切ってしまいました。また、現在の状況は来年にかけて旅館の耐震工事が進められており、全体では今後400室以上の客室が減り、このままでは宿泊客が30万人台と推測されています。

町長は以前から那智勝浦町には世界遺産を初めとするいろいろな観光資源についてポテンシャルが高い町だとおっしゃっています。観光産業と町の活性化は表裏一体で、全ての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境、観光インフラですね、その整備が喫緊の課題だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 議員おっしゃられるとおり、ストレスフリーの環境というのは今後我が町で観光行政を進める上でも必要、物すごく、大変重要なことだと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 御存じだとは思いますが、まち・ひと・しごと地方創生から盛んにDMOが各地域でできています。これは戦略策定、各種調査、プロモーション等を一本化し、経営的な視点から観光地づくりをする法人で、地域の稼げる力を引き出すことです。主な事業は、委託事業、指定管理、みずからの事業だと思うんですけども、町長が初登庁のときに具体的な施策としまして主要産業である活性化をして誘客に努める、また町民と十分な対話により信頼関係を構築し、町の発展に取り組むとおっしゃっています。この町においても、新たな観光企画課ができましたし、観光振興を一本化し、町のいろんな業者さんと一緒になって進めていくことが必要ではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） これも議員おっしゃられるとおり、地域との対話、会話というのは十分進めて観光行政に取り組んでいかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 議員御指摘のとおり、初登庁、それ以前からも私は那智勝浦町の主力産業は観光産業だと申し上げておりました。その中で、やはり今あるポテンシャル、いろんないわゆる観光施設といいますか、さまざまな町の施設を有効に活用して収益の上がる事業でもってというようなことを申し上げました。

その方法の一つがDMOかもしれませんが、そういったことも含めて、今後さらに検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 町長はそのときにまた町の先頭に立って、町益のために町の発展のために先頭に立って頑張っていくともおっしゃっていただいています。

そういうことで、1つちょっと参考としてお話ししておきたいんですけども、大阪から車で、電車で3時間の立地条件にある観光温泉地である兵庫県の日本海側の城崎温泉、これは一般社団法人の豊岡観光イノベーションというDMOの組織にもかかわっているんですけども、温泉地、観光地として一つの合意形成、戦略という面で、毎年前年比を上回る観光客が来てい

ます。

簡単に紹介いたしますと、行かれた方もおると思いますが、1,300年、1,400年とも言われる歴史があり、7つの外湯をめぐるのが有名です。和風3階建ての町並みに繁華街の中に大谷川という川幅が10メートルほどもないぐらいでしょうかね、それには柳が植えられてまして、太鼓橋がかかってまして、夜になるとライトアップされて大変風情、情緒のある温泉地です。そこでは、浴衣にげたという、今でもそのスタイルが正装と言われていています。町中で外湯から飲食店に至るまで、浴衣の人々にぎわっています。昔は旅館に内湯がなかったために外湯に行っていたそうですが、現在では内湯の設置を旅館に認めるかわりにその規模の制限を設けまして、ゆったりとした温泉に入りたい方は外湯に入ってもらおうという、何度でも無料で入ってもらえるという仕組みになってます。

これはほんの一部なんですけども、町が豊岡市と合併する以前から老舗旅館の社長さんが町長になったときに共存共栄というその精神を持ちまして、景観を育てる取り組み、空き店舗の観光施設整備、商工会、観光協会、旅館組合のイベント運営、企画ですね、そういうことを一本化し、行政と民間の壁を越えた取り組みですね、今で言うDMOだと思うんですけども、それを着実に実践してこられた、まあ何十年もかかってますけども、その結果として活気があるんじゃないでしょうか。

勝浦におきましても、いろんな観光振興は行われてますけども、キャラバンキャンペーンによるPR活動、ことしも東京、京都、台湾などに行っています。また、花火大会、まぐる祭り、南の国の雪まつり、あげいん熊野詣、各種イベントによるPR活動について、それから地域の海水浴場、那智高原とか円満寺公園、ホエールウォッチング、ビジターセンター、体験館とか体験型施設の観光戦略として、それぞれ、またJRの活用の効果とか、そういった観光振興の取り組みについて、きちんと商店街とかへの経済の波及効果とかも含めまして検証はされていますか。その辺お尋ねいたします。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

各種イベントやキャンペーン等々の事業に対する効果検証についての御質問だと思いますけども、その商店街への波及効果っていう意味では検討、検証っていうのはできてございません。

ただ、町のイベントだけでなく、今例示、議員のほうからもありましたけども、町のイベント等につきましては目的、ターゲットを明確に持っているのかということですけども、町が課題と考える平日の宿泊客の増加、若者や外国人観光客のさらなる取り組み、JRとの連携等々課題解消という目的を持って取り組んでいるところではございますけども、それ以上に今のこの町の課題といたしましては、町の認知度というところにつきましては、地元が思っているほど高くないというところがございますので、まずは世代を問わず、一人でも多くの方に本町のことを知っていただくことが第一歩と考えておりまして、集客力の高いイベント等を選別し、参加しているところでございます。

また、効果の検証等につきましては、なかなか検証するというものが難しいところはございますけども、イベントに関しましては反省会やアンケート等を通して改善できるところにつきましては改善するよう努めておりますし、キャンペーンに関しましては一昨年より配布するチラシやパンフレットにシールを張りまして、町の観光協会の窓口を訪れていただいた方にノベルティーをお渡しするような取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 旅行の目的とか嗜好性というのは、やっぱりそれぞれ民俗性とか年齢層とかいろんな形で違ってくると思うんですよ。やっぱりその辺もきっちり戦略を練り上げてやっていかなければ、つながっていかないと思います。

そういう面で、やっぱり従来の観光組織制度っていうものがもうちょっと見直す時期に来てるんじゃないかなと。例えば、DMOという法人を立ち上げて、そこについて町長がリーダーとなって、もしくは役員となつてかわっていくとか、誰が責任を持って実行していくかっていうことだと思うんですよ。その辺を町長、どう認識されておりますか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） リーダーシップはやはり町長がとるべきだと思います。それが役員なのかどうかっていうのは別問題として、私は那智勝浦町のPRを先頭に立ってやっていきたいと思っております。

今お話しありましたDMOにつきましては、観光誘客において大変有効な手法、手段ではあるかと思えます。

ただ、組織をつくったとしても、やはりその宿泊関係者あるいは商店街、地元のいろんな商売されてる方々、そういった方々が一体とならないと、先ほど城崎のお話ありましたけれども、そういう一体感を持たないとDMOをつくったとしても機能しないんじゃないかなと。そういう意味では組織をつくるの大切ですけども、一緒になってやっていくっていう基本づくりも大変大切ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 町長おっしゃるとおり、なかなか実現には皆さんと取り組んでいかなあかんで厳しいところあると思いますけども、やっぱり一歩でも前へ進めていかないと、もう毎年どんどん少なくなって、もう本当に町に元気がないという状況になっていくと思いますんで。

また、予算についても、やっぱり観光総務費、観光振興費、観光費、全部合わせまして今年度で1億5,000万円ほど、29年度の決算におきましては2億1,837万4,000円でした。これらも本当にやっぱり観光客の誘致、町のために有意義に使われてるのかどうかと、やっぱりもう抜本的に見直す時期ではないでしょうか。観光客とかふえてるときだったらいいと思うんですけども、やっぱりこうやって町がちょっと疲弊してる時なんで、その辺をもっと考えていただきたいと思えます。

そういう面で、町長含め、行政というのは全体の奉仕者という立場もありますので、なかなか踏み出せないところもあると思うんですけども、町の事業者さんの強みをお互い生かしてシェアしながら町がもう全体として活性化になれば、それは結果としてやっぱり町益にかなったことになるんだと思うんですけども、ぜひその辺をまたリーダーシップを持ってやっていただきたいなど。

そして、やっぱりそれが観光振興によって町が活性化になり、空き店舗、空き家等の対策もこういうふうにしたらどうでしょうかとか提案もできると思いますし、それが安心・安全な町へとつながっていくのではないのでしょうか。そういった取り組みを本当に何か考えてほしいんですけども、今考えてる中で観光振興について、来年に向けてなんですけども、どういった取り組みをしていくとか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 今まさに来年度予算に向けて、今までの観光事業のあり方も含め一から、まあゼロからでいいんでしょうか、本当に必要なものなのか、それは何のためのものだったのかっていうようなことを各課に投げて、来年度予算に向けて精査して、その上で新たな事業展開等々を考えているところでございます。何しろ予算にかかわることでございますし、あれもしよう、これもしようっていうことはございますが、まだまだ形のあるものはこれからつくり上げていきたいと思っております。

ただ、観光振興はやはり議員おっしゃるように、宿泊客がこれだけ減るともう大変な影響がございまして。そういう意味ではいかに宿泊客をふやすか、そして耐震で部屋数が減る中ではいかに平日の稼働率を上げていくか、そういった工夫を今あるイベント、あるいは新たなイベント、あるいはいろんな施設を使って来ていただけるような、いわゆる観光インフラを整備していきたいと思っております。

具体的ではなくて申しわけないんですけど、いろいろ今考えているところでございます。機会があればお話しさせていただくことになると思うんですけども、よろしく願います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） ぜひいい企画を考えていただきたいと思います。

DMOについては、観光庁のほうでも構想の段階でも新型交付金を申請すれば、もし受理されればなんですけども、もらえるとしますので、頑張っていたきたいと思っております。

そして、次に参りまして、入湯税なんですけども、観光協会と以前からの業務で必要なお金っていうのは当然必要だと思うんですけども、新しい事業の資金として、先ほど町長も資金がないことをおっしゃってましたけど、入湯税を少しでも増額して、その資金に充てていくっていうことも、その組織の何かその観光振興に資する組織があったとして、全部が全部行政補助金頼りやったらだめだと思うんですよ。やっぱりその一部として、入湯税の増額した分をその資金に充てるっちゅうことは、まだほかに観光協会等への補助金も要ってきますし、そういう面で考えられないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 観光施設の環境整備に資金は必要不可欠なものでございます。その資金源として入湯税の増税を行ってみてはということにつきましては、入湯税への転嫁による影響を検証し、十分な議論を重ねて慎重に判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 財政状況も考えて、資金が少しでも充てられるちゅうのはやっぱり観光のことを考えると入湯税だと思うんですよ。ほかの市町村でもやっぱり増税して、その分を充てているちゅうところもありますので、またそれが宿泊客なり、観光客なりに満足度として反映してくれば、それはやっぱり払ってよかった税金だと思うんですよ。そういう面で有効に活用していただきたいと思います。

また、夏は海水浴から始まりまして、いろんなイベントもあり、勝浦温泉というのはピークだと思うんですけども、先ほども町長もおっしゃった平日を売っていくとかということ踏まえましても、やっぱりそういうことを考えていただきたいと思います。

最後に、観光の町に特化していくには、やっぱり観光によって地域の稼げる力っていうことを引き出したい。地元の人たちの協力を築き上げるためにも、やっぱりその地元の人々の経済に波及できる、そういったサービス、企画、サービスの企画がやっぱり必要ではないかと思われまます。

そういうことをいろいろ提案していったら初めてやっぱりその組織が自立して、継続して、町とともにやっていけて、みんなが協力してやっていけるという形ができるんじゃないでしょうか。その辺だけ町長の思い、観光振興に対してを最後お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 議員おっしゃるように、本当に町挙げてそれぞれがいろんなお客様のためにいろんなことを、施策をしていく、そんな中で一つになって観光振興というのは図れるんじゃないかなっていうふうに考えてございます。

ただ、議員おっしゃるように、十数年前からすると観光客の宿泊客というのは半分以下でございます。96万人が今49万人、ともすれば30万人台になるかもしれないってお話でございますので、ちょっと問われてることとは違うんですが、入湯税の関係につきましては、今現在これだけ宿泊客が減ってる中で、今の段階で上げるというのはちょっとかなり難しいんじゃないかなというふうに私は個人的に思ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） その件につきましては、またいろんな事業で宿泊客がふえてからでも検討していただければと思います。

簡単ですが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開14時10分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時49分 休憩

14時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、8番引地議員の一般質問を許可します。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） それでは、最初に新クリーンセンター建設事業の進め方について確認と、ほんでまた町長の見解をお聞きしたいと思います。

それではまず、11月14日に単独建設を決断したとのことですが、何を理由に単独を決意したのかお聞かせください。何を理由に広域を諦めて単独ということに決意したのか、その理由を町長じゃなかったらなかなか答えにくいと思うんですが。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 私就任する以前から特別委員会で単独で実施って決まっておりましたので、それをもう肅々とするということ以外にございません。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） そしたら、町民に対する町政報告ですか、それを各地域で行われたと思うんですが、そのときに広域も踏まえてと町長がお答えしていたんですが、6月の一般質問を私した中にでも、まだ方向性は決めてないと、広域ということも考えて、視野の中に入れていない。早く方向性を決めていただきたいと一般質問したと思うんですが、もう初めから、ほな町民、町政報告会のときのあれは何やったんですかね。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 私かねてからいろんな施設についてはできるものならば広域ですべきであるというふうなことを申し上げておりました。議会の委員会で決まってるものの、やはり広域って無理なのかなあということいろいろ検討させていただきました。

ですから、十分検討、そういう決まり部分があるものですから、それに従ったというような形でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） いや、それやったら町長、各地で行った町民説明会のときに、町民に対して広域で、聞かれたじゃないですか、いろいろと。そのときにはっきりそうやって答えるべきやったと違いますか。皆さん誤解してますよ。僕も完全に当然始まる、広域で少しでも考えていただいて、広域でできるようにいろんな、町長頑張っていただけかと思っておりましたけど。どうですか、もう最初から広域で、広域は確かにいいことだけど、もう単独というのは、もう就任以来、腹に決まっとったということなんですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） そのことにつきましては、先日の特別委員会でもお話しさせていただきましたが、最終的には11月14日に副町長が広域ではだめですかねっていうようなことで確認をした上で、広域ではだめだと、那智勝浦町単独でいってくださいというようなことで確認がとれたので単独になったと。以前どおりの単独でいくということでございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） だったら、その11月14日、そのときに副町長が太地町へ伺って、そのとき広域の話を太地町でしたんでしょうね。それで、そのときにこれは無理やということで、その話を聞いて決断したということで、確認ですけどよろしいですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） はい、委員会で申したとおりでございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） そしたら、その決意するまで広域のためにどのような手法を持って頑張っていたのかお聞かせ願いますか。質問悪かったですか。そしたら、広域のために努力するっていうことは、全然努力していただけなかったということですか。ただ、太地町へ副町長が行って話を聞いて、そこで諦めたということですか。ちょっとこの間休憩にしてしてくれるか。時間短くなってくわ。

○議長（中岩和子君） ちょっと休憩します。ちょっと整理してもらえますか。

〔8番引地稔治君「何分というのはないの」と呼ぶ〕

暫時。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時15分 休憩

14時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 議員の御質問にお答えいたします。

先日の特別委員会でも御説明申し上げましたが、私は5月21日に町長に就任をいたしました。就任をして、庁舎で挨拶した後、すぐに一番先に太地町長に面会に行きまして、町長以下3名の方いらっしゃいました。その際にはクリーンセンターの話はもう終わった話であると、那智勝浦町から公文でもらってるのもうクリーンセンターの話はしないでくださいと、そういうふうなことで申していらっしゃいました。その後、やっぱり広域の道を探るべきではないかなということで、最終的には11月14日に副町長が出向いて行って確認したところ、やはりクリーンセンターの話はもう終わった話であると、そういったことでやむなく単独で行かざるを得ないかなというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） それで僕もこの間聞いた話でつじつまが合うようになってきます。

その決意するまでに、11月14日、副町長が行ってその話を聞いて、またもう決意を新たにしたいということなのですが、それまでに広域のためにどのような手法を用いて頑張ってくれたんですかって僕委員会で聞いたときに、町長もいろんなチャンネルを使ってやってみたがと、やっていたようなことを言うてましたじゃないですか、間違いないですね。間違いない。

そのときに、11月14日、そもそも副町長が太地町を来庁されてその話をしたということなのですが、そもそもこういう話するときに町長じかに行くべきじゃないですか。そのほうが那智勝浦町としても誠意も見ていただけると思うんですけどね。僕、副町長が行って、副町長の話を聞いて断念したっていうのは、非常に残念に思うんですけどね。それについてどのような御見解でおられます。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 私も直接お話しすべきだというふうなことで、副町長に日程等々のお話をしてもらうために行っていただきました。その場でもう公式な見解ということで、クリーンセンターはもうこれ以上の話はないというふうなことでございましたので、それはもういたし方ないかなという判断でございました。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 僕それ聞いてちょっと残念に思うんですけどね。私ごとでついちょっとの交渉で諦めるのはあれですけど、これ那智勝浦町の大事なことで、町を背負ってのことですからね。そもそも1回や2回でそうやって、ほんで副町長がまして、そのとき町長に会われたんですか。僕そのとき聞いたときは、総務課長とかなんとかと話してとか聞いたんですけど、そもそも副町長も行くなら行くで町長の向こうの日程聞いて、公式で申し込んだら会ってくれるでしょう。ちゃんと公式で申し込んで、なぜそういう話をしてくれなかったのかっちゃうのが非常に残念なんですけどね。

それで、町民も期待してたと思うんですよ。どうですか。まだやるだけのことで、言われたときについ諦めてくるんじゃないしに、もっと誠意を持ってしたら話聞いてくれるんじゃないですか。誠意が伝わらなんだんと違います。公式にでもちゃんと行ったらよかったんじゃないですか。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 先ほど町長も言いましたけれども、町長が就任してそういう話があったという中で、町長もいろんなチャンネルを使いながらどうにかやっていけないかということを探索しておりました。そういう中で、なかなかそういう話がうまく進まなかったというところもある中で、私のほうから太地町のほうへ出向いてどういう状況かというのを確認させていただきました。

対応していただいた職員は総務課長でしたけれども、これは先ほども言いましたように、もう終わってる話でありますのでっていうことで、これは総務課長の意見ということじゃなく

て、後々に太地町長さんにも確認した言葉でございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済みません。今のちょっと、後々太地町長に確認したんですかっていうことですね。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 太地町の総務課長さんのほうから確認していただきました。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） ちょっと諦めるには僕ちょっと余りにも早過ぎて、ちょっともったいないなあと、期限協定もありますからね、天満区との、いたし方ないかなと思うんですけど、結局この最初いろんな話が出て煙突を3本を1本にとの話も出たじゃないですか。結果、一本も減らすことができず、このような結果になってしまったんですけどね。これについて、町長の見解はどうですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 先ほども申し上げてますように、いろんな施設については広域が望ましいというような考えは今でも一緒でございます。そういう意味では、大変残念だなというようなことでございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） まあもっと頑張ってもらいたかったですけどね。

そして、そうしたらもう単独という道を選んだということで、ほんで今度、今後大浦での単独事業となるんですが、太地漁協の同意が難しい中、不退転の覚悟で町長は臨んでいただけるとおっしゃられたんですが、具体的に不退転の覚悟というのは、具体的に太地漁協の承諾をとっていただくために頑張っていたということなのか、それとも法律上問題がないので同意なしで進めていくということなのか、町長の見解をお伺いします。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） お答えします。

新クリーンセンターの建設に当たりましては、地元区や、そして隣接する海域に漁業権を持つ和歌山東漁協那智支所、そして紀州勝浦漁協、そして太地町漁協などの関係団体の御理解を得ながら事業を進めていくことが必要であると考えております。

現在、地元区や関係団体に対する新クリーンセンターに係る事業概要の説明をさせていただいたところでございます。今後は環境影響調査や基本計画、そして基本設計等を進めていくに当たり、当然周辺環境や景観に配慮した計画とするものでございます。そして、環境影響調査の結果や焼却プラント等に関する詳細な内容について、今後地元区、関係団体等には御説明いたし、そして御理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

その上で、なお御理解が得られない方がいらっしゃるようでしたら、御理解が得ら

れるよう、その方策等につきましても模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 答弁の途中やから、課長あえてとめなんだんですけど、私の聞いているのは、不退転の覚悟で町長が臨まれると委員会で答えられたんですよ。その不退転の覚悟とはどういうことなのか具体的に教えてくれと。それは、太地町の漁会の同意、同意って承諾なんですかね、これをとるのに頑張っていたか、ほんでそれとも法的に、法律上問題ないのだから、この事業ここで必ず進めていくんやと、粛々と進めていくんやというのか、どちらなんですかって聞きやるんですよ。みんな心配してるんじゃないですか。心配してるから傍聴に来てるんじゃないですか。ほんで、誤解のないように、ほんでこちらの誠意がわかってくれるようにここで答弁したほうがよろしいんじゃないですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 現在のクリーンセンターっていいですか、現存、全国であるクリーンセンターにつきましては、汚水が出ない、空気、煙突から出る煙につきましても人体にほぼ影響がない、ほぼ影響がないっていう言い方、いいかどうかわかりませんが、影響がないと言われてる範囲内での施設でございます。

いろんな各地、町なかにもございますし、海沿いにもございますし、川沿いにもございます。そういう意味では、私は懸念されるような被害っていうのは出ないと思っております。もし、それに起因するようなことがあれば、責任を持って補償なりっていうようなことをすべきものでありますし、そうするようことを考えてございます。

私はこのクリーンセンターっていうのは町民にとって大変大切なものでございます。これもう10年ぐらい前から老朽化が叫ばれてまして、10年かかってやっと今方向性が定まったわけですけれども、今後地震、津波等懸念される中で、クリーンセンターがすぐに使えなくなる、あるいは老朽化で使えなくなる、そういうことにならないように、できる限り関係者の皆さん方の御理解を得て、最後まで御理解を得るような努力をしたいと思っております。安全性は必ず安全であるというようなことを申し上げてるわけでございますので、御理解いただくような形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） はっきり明快な答えがないんですけどね。無害、まあまあ無害っていう話、そんなものは無害っていうことは絶対ないですよ。日本が決めた数値内やというだけの話ですよ。

僕の聞いているのは、太地町漁協の承諾を得るまで工事は行わないのか、それとも太地町漁協の承諾なくても法律上できるから進めていくのか。不退転の覚悟でしょ、どっちなんですか。太地町の承諾を絶対頑張っていたか、もらっていたか、それともさっきから何遍も言うてるんじゃないですか、法律上問題ないから進めていくんやと、この事業は絶対那智

勝浦町の町益、これが町益やということで進めていくのか。その見解、町長の考えを聞いてるんですけどね。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 御理解はいただきたいと思っております。その努力はずっとしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） ちょっとそれは、それは何遍も聞いてますよ。最終的に、そしたら御理解得られなんだ場合どうするんですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 最終的には法律にのっとったような形での建設以外にないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 町長、それでは県内でこのような事例っちゃうのはあるんですかね。県がどうしてもこんな工事するようなとき、関係団体からの同意をもらえとか、承諾を得よということをよく言われますよね。県内でこんな反対しやるのに押し切ってやった、こんな事例ってあるんですか、クリーンセンターでも。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 県内の事例に関しましては、今現在手元に資料がございませんので、また県庁担当課のほうに確認いたしまして御報告させていただきます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 今町長に一般質問しやる間にちょっと聞いてきて。電話ですぐ聞けるや。県庁に電話したら済むことや。まずこれ聞いてもらわなったら、次話、まあ次の話してるから聞いて。

ほんで、ほかにも承諾を得てくれっていうのを根本的に今までしやったことが崩れるんですよ、これ。まあ那智勝浦町でも例えて言うたら、田んぼ我がとこの田んぼがあると、ここを埋めてここに家建つんやっていうときに、建築確認はおりのけど、周りの承諾、近隣の承諾、隣接してある土地の人の判こをもらってきってくださいって言うじゃないですか。今でも言うてないですか、町内で。そんなとこまで根本的に、そんなん、ほんならもう法律上要らんさかい、要らんやないかっていうことになるんですよ。今とってません、とってるでしょ。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 確認申請は、建物が適正に建築されるかどうかの申請でございます。隣地の承諾などはとってはございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） ちゃうて、確認申請はね、とれるっていうんです。確認申請は法律上とれるけど、その田を宅地としてするのに、周りの隣接の所有者の判こをいただいてこいって、とってません。僕、我が家建つときそうやって言われて、建築確認とったたんですよ。だから、違法やないし、これはもう完全に通るもんやと思うて家建てたら、いやいやあんたこの判こもろてないよと、後から僕頭下げてもろてきた経緯ありますよ。ほなら、あれは要らなんだということですよ。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） いえ、隣地の承諾というよりも、隣地との境界の承諾になろうかと思  
います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） それ全然違いますよ。それはあれじゃないですか、こっからここまで、こっからここまではうちのもんやっていう、あの境界設定でしょ。違いますよ。ほなら農業委員会  
会で要るんですか、これは。田んぼを宅地にするでしょ、そのときに本当は法律上そういうの、要ら  
ん  
でしょ。隣の同意らっていうの。県も工事するときに関係団体の承諾か同意か知らないです  
けど、それをもらえっていうて、全部やってるじゃないですか。自治体もやってないですか、そ  
れ。それをなしにやるっていうなら、根本的にそっから崩れるんですよ。まあ楽ですけどね、も  
う一切その関係団体の同意もらわないでもできるっていうことですからね、法律上言うたら。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 隣接の同意の要る行為といたしましては、大規模な開発行為ですとか  
造成工事は隣接地の同意が必要となってまいります。面積でいいますと1万平方メートルです  
とか、そういう規模でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） それは法律上ですよ。法律上要らない場合も判を押ししましたよ。ほん  
で、仮に最近だったら下里地区にある老人ホームを建てるとき、あの太田川漁協の同意をもら  
ってくださいというて来ましたよ、県から言われたんやというて来ましたよ。ほなら、そんな  
もんまるきり必要ないっていうことですからね。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 同意といいますか、地元への説明ですとか、そのようなのは調整上必  
要かと思  
います。それをしたかどうかという確認のために同意とかをいただいていくと考えて  
おります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） いやいや、そんなんわかってあるんですよ。政治っていうのは、争い事を

治めることでしょ。このまま同意なしにやるっていうことは、太地町の漁協の同意なしにっていうことは、争いを生むようなもんですよ。那智勝浦町町民もそんな争い事を望んでないと思うんですよ。町長、どうですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 争い事というのはなるべく避けるべきでございますし、そのとおりだと思います。

何度も申し上げますが、安全性っていうのは十分確保されていると思っておりますので、御理解いただくような努力を引き続き続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 町長、それなら誠意が伝わってないんじゃないですか。相手さんのところに町長も出向いてないでしょ。副町長行かれたんですよ。町長自身行って、ちゃんと誠意を見せるべきじゃないですか。まだその一番大事な、同意もらわんとやるかやらんかっていうのは、はっきり聞いてないですけどね。まあまあ進めていくって言うたんですよ。できるだけでも同意なしに進めるっていうのは、争いを生むように、ほんでうちの町の町民の方々も争い事を望んでないと思いますよ。

そしてですね、今後いろんな行政運営に至ってでも、近隣とこのような状態で望ましくはないと思うんですけどね。どうですか、町長の見解をお聞かせください。今後の行政運営についてです。まあ聞きましょか。いやいや、ここで町長の見解をちゃんと聞いていかなんだったの。全てのことにに関して、観光の面に対してでも町だけやなしに広域で進めようっていう話じゃないですか。大事やって言うてるじゃないですか。だから、こうやって太地町と溝をつくったままで、これからの行政運営に対して望ましくないんじゃないですかって聞いてあるんですよ。それで、それについての町長の見解はどうですかって聞いてるんですよ。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） なるべく一緒にできるものはしていく、それはもう全然変わりございません。ほんで、争うことのないような、そんなことで進めていくべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 町長、そしたら太地町漁協さんの御理解を得られるように、今後頑張ってもらいたいということですか。そしたら、具体的にどのような形で太地町漁協さんに御理解いただけるようなことをしていただけるんですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） まだ確定はしてございませんが、以前から担当が御説明に上がり、また副町長が御説明に上がっております。そういったことを続けるのか、そういったことも含めて、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） そしたら町長、強行に事業を進めていくのは、町益を守れるというお考えでよろしいですか。強行にあって、それが町益になるかということです。あくまでも町益を考えて行政運営って行っていかなあかんじゃないですか。それで、強引にやっていくのが果たして町益にかなうものなのか。

○議長（中岩和子君） はい、堀町長。

○町長（堀 順一郎君） 強行ってという言葉、ちょっとどういうことを申し上げられてるんかっとなるんですが、本当に町民の利益のために私は仕事をしておりますし、そういった姿勢で臨む次第でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 強行ってというのがわかりにくいついていうなら、強行とは太地町漁協の同意、承諾をなしに進めてくつてことです。それが本当に町益になるのか、町益を考えてやつていう、町益を考えて行つていうのは当然やと思うんですよ。

ただ、その強行ってというのは、太地町漁協の同意もなしに、同意もらわずに進めていく、法律上問題ないから進めていく、それが町益にかなうのかと思つてるのかということを知いてるんですよ。

○議長（中岩和子君） 堀町長。

○町長（堀 順一郎君） まず、大浦用地につきましては、以前の特別委員会で議員の皆さん方全員に承認をいただいたところでございます。

今、現のクリーンセンターつていうのはかなり老朽化しておまして、修繕、修繕でしてございます。今まさに、もしいろんな交渉で長引くようであれば、そこのクリーンセンターが使えなくなる、また新しいクリーンセンターができていない、もしそういうことになれば、たちまち町民の皆様方が大変困ることになります。そういう意味では、町民の利益にとってマイナスになると思います。そういうことがないように町益を考えて進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） ちょっとさつき答弁ちょっとわかりにくかつたんですけどね。大浦浄苑の土地購入のとき、何て言いましたか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 大浦用地を第一候補に決めましたということで、特別委員会で皆さん方にお諮りして承認をいただいたと考えてございます。

以上です。そういう意味です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 確認なんですけどね。僕はこの議会のときの大浦浄苑土地購入の議案を全

員一致で賛成していただいたって聞いたもんですからね、いや僕反対したよと思って、そのことを言うたのかなと思ってんけど違うんですね。

〔町長堀 順一郎君「違います」と呼ぶ〕

違うんですね。

そしたら、今後今のクリーンセンターを維持しながらやってく、ほんでそれが老朽化があると、ほならその間にそんなことしてたら使えなくなったときには町民に大変に負担をかけるから、もう新しい事業を進めていくというのが完全にその町益にかなうとお考えなんですよ、ということなんですよ。

そしたら、その間に漁会の承諾が得られなくても進めていくということですよ、確認なんです。さっきからそのようなことを言われてるんでしょうけど、ちょっと伝わりにくかったもんですからね。確認です。

○町長（堀 順一郎君） 御理解を得るべく努力をしまいる次第でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） まあ結果ですからね、僕はあくまでも承諾を得てやるべきかなと思うんですけどね。承諾なしにやると、町益にも不利益になるやろし、ほんで県、行政が事業を進めていくときに、関係団体の同意をもらえとか、そういうのが根本的に崩れてきますからね。

ちょうど答え聞いて帰ってきました。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 先ほどの議員の、県内に近隣の賛同を得なくして事業を実施しているところがあるかっていうことではございました。

県庁循環型社会推進課担当課のほうに確認しましたところ、県庁のほうでも全てが全てを把握しているわけではないということではございました。

ただ、把握している中においては、反対のまま事業を進めた案件はございませんと、そういう回答ではございました。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 県内ではないということですね。もう一遍確認です。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 済みません、県庁のほうでも全てを把握しているわけではないがということの中で、把握している中では反対のまま事業を進めた案件はございませんという、そういう回答ではございました。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） まあ反対があつて進めたっていう事業については知りませんちゆうことですよ。進めた事業は全部把握したある中ではもらってるっていうことですよ。

だから、なかなかこれ関係団体からの反対が、反対というか、同意がもらえてないっていうことを進めるというのは、いかに難しいもんか。また、その町に町益として、また市の益、ま

た県益を考えるとよろしくないということだと思うんですけどね。これはあくまでもその執行者の考えですから、僕はそう思うんですけどね。もう根本的に同意なしにやってくちゅうたら、むちゃくちゃになると思うんですね。あくまでも法律上は、政治っていうのは法律上は、法律は当然一番大事なんです。しかしながら、その住民感情も配慮しながら進めていくべきだと思うんですけどね。違いますかね、町長。どうですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 繰り返しになりますが、御理解を得るべく努力をすべきだというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） ほんで、これ非常に大事なことです。那智勝浦町町民もあえて隣町とけんかしてまでっていう人もあると思いますよ。これ住民アンケートでもとってもええぐらいの大きな問題やと思うんですけどね。この事業のこの進め方っていうのは、十分危険性及びますよ。

まあまあ、それ答えにくい面もいろいろちょっとあったと思うんですが、そしたら現実的に天満区に対して再度延長をお願いする以外ないと思うんですけどね、この状態です。どうですか。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 天満区のほうにつきましては、特別委員会でも御報告申し上げましたとおり、今後相談をさせていただきながら、またその協定についても御相談させていただくということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） そしたら、具体的に何年ぐらいの延長をお願いしなくてはならないんですか。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 工程については、今現在精査中でございます。天満区さんと御相談させていただきながら、またその点についてはそれが終了した後で御報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 具体的やなかってもいいんですよ。町民の方も一体、大体どれぐらいで、天満区の人も大体どれぐらいの延長を求められるんかっていうのもあるんですよ。具体的やなかっても構わんですよ。仮に5年やったら5年、3年やったら3年、2年やったら2年と。多分気にしてると思いますよ。どうですか。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 繰り返しになりますが、今現在具体的な年数等につきましては、申し上げる段階ではございません。天満区さんのほうと御相談させていただきながら、その点はまた決めさせていただきまして、そしてそれが終了した後に、また御報告させていただきますので、どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 天満区と相談する前に、ここでは年数、その何年っていうのは言いにくいっていうことで御理解してよろしいですか。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） はい、そのとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） わかりました。それではその質問はもうこれ以上避けさせていただきます。

そもそも町長、このクリーンセンター事業に関しては、役場ですね、役場の行政のやり方、また議会の責任っていう面、大いにあると思うんですが、それについては町長どうお考えですか。済みません、わかりにくかったですか。このクリーンセンター事業、今までずっといろいろ問題視され、また最初2町でやっていきやった、ほんで1市2町という話が出た、ほんで天満区に対する延長、いろいろありましたでしょ。この事業の進め方、今までの進め方自体、役場の責任でもあり、また議会の責任でもあると思うんですが、それについてどう思われてますかって。

順調よういったら、すうっといったあたやつがここまで延び延びして、ほんでまた隣町との町といざごも起こり、こういう事業展開になってきたことは役場行政の失態でもあり、また議会にもその責任があるのではないかと思うんですが、私はですよ、町長はどうお考えですかと聞いたん。

今までの経緯の中で、町長、県職でおったって、こんなごたごたになってから就任されて大変御苦労なされて申しわけないと思うんですけどね。でも、町長の責を持って来られた以上、それはいたし方ない、逃げようないことですからね。どうですか、今までのこの失態、クリーンセンター事業の失態に対しては、役場また議会の責任であると私は考えるんですが、どうですか。

○町長（堀 順一郎君） 私5月21日から町長就任してございます。それ以前はいわば一人でございまして、そのコメントについてはちょっと差し控えたいと思います。

今後は議員さんおっしゃるように、今まで混乱があったということであれば、今後混乱がないようなスムーズな行政運営をしていくべきであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 今後、ほんで天満区にお願いしに行くに対して、まず今までのそのクリーンセンター事業の進め方、この失態はまず謝罪してからですよ。僕は役場にも、議会にも責任

あると思いますよ。それを謝罪してから天満区との交渉を、お願いに行かれるべきだと思うんですけど、どうですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 町政懇談会の中でも町民の皆さん方にクリーンセンターの設置について二転三転したっていうことをまずおわびをして、町政報告をさせていただいているところでございます。そういう意味では、いろんなところでその謝罪はすべきだと考えてございます。以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 一番大事なのはこの天満区にお願いしに、もう現実行かな仕方がないですからね。まず、謝罪をして、誠意をわかっていたいで、この責任は僕らも十分責任あると痛感してますけどね。よろしくお願ひしますわ。

一般質問やと、このクリーンセンターに関してはもうこれぐらいにして、天満区にお願いしに行くときは謝罪から始めて、よろしく、申しわけないですけど、町長にだけそのようなお頼みするのはちょっと心苦しいんですが、よろしくお願ひします。

そしたら次に、今後進めていきたい事業っていうので提出させていただいているんですけど、今後進めていきたい事業っていっぱいありますけど、庁舎の移転とか、そういう現実、財政上難しいやつは抜きとして、この5年間ぐらいで財政上やれるようなことでやっていきたい事業というのはどのようなことを町長今腹に思っているのか、お願ひします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 取り組まなければならない大規模事業といたしまして、本年度は勝浦漁港の冷蔵庫の建設を進めているところでございます。また、防災関係で津波避難タワーの整備を行ってございます。

今後の予定といたしましては、当然新クリーンセンターの建設、防災行政無線のデジタル化、整備を最優先に取り組んでまいります。

そして、さらに取り組んでいく必要のある事業といたしましては、消防庁舎の建設、役場庁舎の建設、また勝浦認定こども園の建設などがございます。その中で緊急性や建設に対する財政措置等を考え、最優先に災害時の救助の最前線となる消防庁舎の建設を考えているところでございます。

なお、消防庁舎建設の財源といたしましては、財政的に有利な緊急防災・減災対策事業債を考えており、この起債につきましては適用期限が今のところ平成32年度までとされているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 濟んません。デジタル化は何年までですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） デジタル化の予定につきましては、32年度までを計画してございま

す。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） そしたら、このデジタル化と消防の移転でこの事業費っていうのは幾らぐらいになるんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 消防庁舎の事業につきましては10億5,000万円程度であろうかというふうに算出しております。

以上でございます。

〔8番引地稔治君「デジタルは。約10億円」と呼ぶ〕

デジタル事業につきましては10億円程度を予定しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） そしたら、これ2つで約20億円ですね。それで、これに対する補助金が幾らで、起債は幾らなんか、内訳教えてください。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） デジタル化事業につきましては、従前により財政シミュレーションとしてお示ししている分の中に積算されているものでございます。こちらも緊防債を適用いたしまして10億円の地方債で賄う予定としてございます。

また、消防事業につきましても緊防債を適用する考えでございますので、事業費100を緊防債で賄っていく予定としてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） この消防に関しては、あれですわ、補助金はないんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 緊防債を適用する方向で検討してございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） ほんなら消防に関しても、このデジタルに関しても、補助金はなしってことですね。全部その緊防債っていうんですか、この、これは一般会計の借り入れになるのかな。補助金っていうのは、もうまるきりないんですか。確認です。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） はい、補助金等は考えておらず、緊防債を適用していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

- 8番（引地稔治君） そしたら、真水で両方で6億円ってことですか。間違い、確認ですけど。
- 議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。
- 総務課長（塩崎圭祐君） 自主財源ということになりますと6億円という形になるかというふうに考えております。
- 議長（中岩和子君） 8番引地君。
- 8番（引地稔治君） 今、29年度現在高で一般会計で百二十何億円の起債ですか。そうやったと思うんですけど、これで約20億円ふえるんですよね。まあ冷蔵庫もあり、あれするので、結局これが32年度の事業になるんですよね。ほなら32年度末で大体起債残高ってどれぐらいなんですか。一般会計で結構ですよ。多分企業会計で今五十何億円あったと思うんですけど。
- 議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。
- 総務課長（塩崎圭祐君） 一般会計のほうで、現在120億円程度の借入金がございます。それに今回約20億円の借り入れを計算いたしますと、約140億円の借り入れになるかというふうに考えてございます。
- 以上でございます。
- 議長（中岩和子君） 8番引地君。
- 8番（引地稔治君） 29年度で百二十何億円やったですよ。多分これ20億円足しても140億円、多分ことしの分もありますよ。あの冷蔵庫の分とか、いろいろあるじゃないですか。そんなのも入れたらもっといくんじゃないですか。
- 議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。
- 総務課長（塩崎圭祐君） 申しわけございません。29年度末から30年度分なりをプラスされますので151億円程度になるかというふうに考えてございます。
- 以上でございます。
- 議長（中岩和子君） 8番引地君。
- 8番（引地稔治君） 僕、議員に初めてならしてもうたときに、那智勝浦町で企業会計も合わせ一体どれぐらいが限度額なって言うたときに、2つ合わせて150億円って、その当時答弁あったと思うんですけどね。これで、もう一般会計でも150億円行きますよね。企業会計抜いてもですよ。企業会計入れたら、もう200億円ぐらいになってくるんですけど、このような状態で、町長、なかなか苦しい中、町長になっていただき、今後進めていきたい事業、ほかにいろいろあると思うんですけどね。なかなかお金がないので苦労なされると思うんですが、この32年度までに消防とデジタル無線、これ以上ほかにどうしても進めていかなあかん事業っていうのは、ほんでまた進める事業っていうのはもうできんのかな。それとも、ほかにあるんですか。
- 議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。
- 総務課長（塩崎圭祐君） 現在の財政状況等を勘案する中で、仮に消防庁舎を優先ということで考えていきますと、同程度の規模の事業を重ねて実施するということは少し難しいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 確認なんですけど、これ駿田山のとこでしたよね、消防の移転先っていうのは。このそこの造成っていうか、整地っていうか、その費用も含まれて10億円なんですか。確認です。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 駿田山につきましては、候補地の一つというふうに考えてございます。今回シミュレーションに当たり、駿田山の造成ということにつきましても、積算してございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） ちょっとわからん、最後わかりにくかったんですけど、消防の費用の10億5,000万円っていう中に駿田山用地の消防署の移転のための造成、また外構工事含めて10億円、全ての費用で10億5,000万円なんですかっていう確認なんです。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 大まかな事業計画でございます。その中で算出している金額の中で、造成工事として2億1,000万円を算入してございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済みません。10億5,000万円の中に2億1,000万円が、これが入ってるっていうことですか。ああ、わかりました。ありがとうございます。

ほなら、このような状況の中、ほかに進めていかな、進めたい、もう進めざるを得やん事業、お金のかかる事業っていうのは、もう大丈夫なんですか。

仮に、この間から言われている旧病院跡地に対する那智勝浦町の施設も併設した県営住宅っていうのも話もありましたけど、僕はもうこれ近々に、この四、五年の間に、5年、3年、ぐらいでもう進んでくような事業なんかなっていう、またそこで幾らかのお金が必要やなっていうことがあったもんですからね。これはもう当分先の話なんですかね。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 旧病院跡地利用につきましては、県営住宅など、現在のところ検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） いやいや、検討してあんのは前から聞いてあんねんけどね。これもう3年ぐらいの間にかかるような事業なんか、それともっと先の話なんかね。

まあ、ほんでデジタル無線とこの消防やったら、もうこれしばらくできんよっていう判断にしたあるんか、それともやらなあかん事業なんか、やる事業なんか。もう33年ぐらいからやっ

てく事業なんか、あと3年ぐらい先ですよ、やってく事業なんか。それとも、財政上、もう諦めやなあかん事業なんか聞いてあるんですよ。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） はい、したい事業というよりも、しなくてはいけない事業がたくさんございます。その中に消防庁舎、ここの本庁舎、認定こども園というものがございます。できれば、そういったものが最優先で建設なり移設なりをすべきところでございますので、病院跡地については先にとということではなくて、今後検討していくものではないのかなあというふうを考えてございます。ちょっと先になるんじゃないかなと思っております。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 僕、もう庁舎がというて、15年先、20年ぐらいの話かなと思いやったんですけど、その病院跡地の県営住宅ですか、その事業が先なんですか。後なんですよ。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 県営住宅につきましては、避難困難地域を解消するための施設の一つでございます。今避難タワーを町内に幾つか計画をして建ててる中で、ひょっとしたら優先する可能性があるかもしれません。あるかもしれませんが、今のところは撤去するだけで数億円かかる事業でございますので、なかなか取りかかるのは難しいんじゃないかなというふうを考えてございますが、これまだ県とも十分相談した上で方向性を決めていきたいなというふうを考えてございます。

庁舎云々ということではなくて、庁舎もなかなか高台がないところでございますので、まだ見当すらできていないような状況でございますが、今後十分検討していく必要があるのかなというふうを考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） あそこの避難所を兼ねた県営住宅っていうのは、そしたらこの3年、4年の間でできる事業とは違うんですね。財政上ですよ。それともやれるんか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 財政というよりも、避難困難地域を解消するために随分のかさ上げをする必要があります。そういう意味では、病院を撤去して、それからかさ上げということで行くと、期間的にも相当の期間がかかると考えてございますので、財政もそうですが、期間的にもすぐにとすることはなかなか困難ではないかなというふうなことを考えてございます。それもまだ県との、県営住宅の担当課とはまだ十分すり合わせできておりませんが、そういうことになるんじゃないかなというふうを考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 僕、解体に何かの話のときに話出たんですけど、半分補助金出るようなことを言いやったんで、聞いたと思たんですけど、その解体に補助金出るのか、ほんでまたこの

かさ上げっていうものに対しても、土地をつくる、かさ上げする、この費用に対しても県の補助金ちゅうのはないんですか。もう町単独で土地を、解体も全てやって、かさ上げしてせなんだら建ってくれんっていうことですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 解体につきましては、補助金が2分の1使えるというものでございます。

ただ、かさ上げ、造成につきましては、町単独でやらざるを得ないものというふうに考えてございます。今のところやらなければならないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） ほんなら解体に2分の1、大体2分の1、数億円っていうけど、1から9まであるんですけど、どうですか。具体的にどれぐらいのやつなんか。2億円やったら1億円補助金出るっていうことですかね。大体でいいですよ。

ほんで、このかさ上げあるでしょ。かさ上げには補助金出やんと言うんやったら、かさ上げにはこれ一体建設課長、どれぐらいの予算、事業費が必要なのかなっていうの、もう、これももうあなたの勘でいいですけどね、プロですからね。我々でも全然未知の数字で全然わからないもんですから。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 盛り土や造成の規模によりますけども、目いっぱい敷地を利用するよな盛り土を計画でしたら約11億円ぐらいになるろうかと思います。

以上です。

〔8番引地稔治君「解体は」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 失礼いたしました。

解体につきましては3億6,000万円程度を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） こうやって数字聞きよったら、大変、今現在の起債残高、ほんでまたこのデジタル化、消防も聞き、しやったら不安になってくるんですけどね。ほんまにこの事業、病院跡地のやつは進めれるんかと、現実、財政上やれるんかという心配もあるんですが、ほんでそんな中、先ほど言われた認定こども園というのも非常に気になる場所なんですけど、これっていうのはまるっきり認定こども園のことも考えておられるというので、その次の移転先とか、そういうことを考えた、予定地とか、そういうところまでちょっと案があるんですか。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 認定こども園につきましては、避難困難地域であることは認識しておりますが、次の移転先の検討についてはまだ行っておりません。

○議長（中岩和子君） 引地君。

○8番（引地稔治君） なかなか言いにくいですね。何とか認定こども園ちゅうのは、子供のことでですので、ちょっとでも安全などへ先移してあげたいなっていう気があるんですけどね。もう財政上のことから、ほんで考えやると、またこれから用地の選定、今なかなかしにくい中、まあお金あったら幾らでも造成とかそういうのできるんでしょうけど、何とまあできるだけ子供を安全などへ上げてくように頑張って、頑張りたいっていう、もうそれしか言いようないですね。済いません、済いません。

まあ、今後近い将来、考えられるのは、このデジタル化と消防署の移転、これでまあまあこんだけのお金はかかるが、これは喫緊の事業って、財政上からも考えられる、この2つの事業として、この5年間ぐらいの間ですね、この2つの事業と認識してよろしいですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 優先順位等を考えますと、その2点になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） はい、ありがとうございます。

それでは次に、病院の経営状況について一般質問させていただきます。

現在、4月に新しい病院になってから経営状態は予定どおりうまくいっているのか、今現在の状況ですね、お聞かせ願えたらと思います。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 町立温泉病院の経営状況につきまして説明させていただきます。

新病院が開院いたしまして、既に9カ月目に入っております。4月から10月までの月別の収支というのが出ておりますので、そちらをもとに外来診療、そして入院の状況、収支の状況につきまして、前年同期比ということで報告させていただきますが、まず外来診療につきましては、新病院では耳鼻科と小児科がなくなっておりますので、その分比較しにくい部分あるんですが、4月から10月までの外来患者数は2万3,476人で、耳鼻科等の減少分を差し引きますと、前年の同期比で296人、若干ですが増となっております。1日当たりの平均外来患者数は160.8人です。

そして、入院の状況につきましても、病棟編成が変わっておりまして、病床数も150床から120床に減少しておりますので、単純にこれも比較はしにくいんですが、4月から10月までの延べ入院患者数は2万607人で、これは前年同期比で1,139人の減となっております。病床稼働率でいえば30床減少しておることもありまして、前年の同期で67.7%だったのが現在は80.2%に改善をしております。

入院関係の減少の要因としましては、3月31日に旧病院から新病院へ患者移送に備えて3月後半ぐらいから入院患者数を調整して、3月31日の移転日には約40名にまで減らしております。新病院移転後も外来同様に入院を抑えましたので、4月だけで前年同月比で785人の減と

なっております。この影響が大きいものと思います。

それと、もう一つの要因としまして、看護師の不足が上げられます。現状では120床のベッド全てを稼働するだけの看護師の配置ができておりません。特に、夜勤の配置の関係から9月までは1日当たりの入院患者数上限として102人というふうに運用をしておりましたので、9月までの平均入院患者数が1日当たり95.3人となっております。

幸い、ことし4月に採用した看護師が半年間の勤務での経験を積みまして、10月からは準夜勤等に配置できるようになりました。その結果、入院患者を多く受け入れられるようになっております。10月以降は、多い日には108人、あるいは110人、そして10月の1カ月平均では1日当たり102人の入院患者数となりました。

それと、収支の状況ですが、4月から10月までの単月の収支を合計すると、10月末までで約6,600万円の赤字となっております。4月には新病院へ移転のために入院患者を抑制した関係で4月だけで約3,000万円の赤字となっている、この影響が大きいと思っております。4月から10月までの7カ月間で単月の赤字の月が5カ月間、そして黒字が2カ月という状況です。後半になりまして、看護師の配置が進みましてようやく入院患者が伸びてきましたので、多少の増減はあるかと思いますが、この水準を維持いたしまして単月の収支を黒字にしていき、現在ある累積の赤字を減らしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） ちょっと聞いたことに後悔するようになってきてんけど。今で6,600万円ですか、赤字が。これ4月になったら幾らになるんやろうかなあとと思って、ちょっと病院で明るい話がないかなあと、厚生常任委員会入ってなかったもんですから。

この病院の経営っていうのは、その那智勝浦町の財政上に非常に響くもんで、これ4月にまた予定したあった以上に一般会計から放り込まなあかんような状況のおそれが十分にあると思うんですが、今聞いたところですよ、どうなんですか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

確かに、今現在のところ6,600万円の今年度だけの赤字ということではありますが、今後につきましては、入院患者数もかなりふえてきましたので、その赤字の額を減らしていきたいと思っておりますが、年度末までにこれが解消できるかどうか、ちょっとそれはこの時点では申し上げられないんですが、少しでも減らしていけるように努力をしております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） そしたら、もう確認なんですけどね。ちょっと忘れたったので確認させてください。

建設、新しく建った建設費の過疎債の返還っていうのは、一般会計から4分の3ぐらいでしたよね。ほんで、あと4分の1が病院側で払っていただける企業債やったですか、4分の1や

ったですか。4分の3までは一般会計からの補填っていうことになってたと思うんですけど、それは何年から始まるんですかね、病院が払うようにするのは。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

病院の総事業費が約50億円です。それで、補助金が4億4,100万円で、あと町と病院でそれぞれ起債を約22億円ずつ借りております。そして、病院の22億円の起債分につきましては、来年度から約4年間は1億2,000万円ほどの償還が入ってきます。それで、5年目以降、30年間ですと、8,000万円の償還が徐々に減っていくというような状況です。そして、町のほうで半分の起債を受けていただいております、22億円。

〔8番引地稔治君「町は2分の1、一般会計から2分の1やった、4分の3なん」と呼ぶ〕

それとですね、起債、それぞれ受けているのは町も病院も22億円ずつなんですけど、病院が起こしてる起債の償還額の半分ですね、これは繰り入れの基準内の繰り入れとして認められております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） わかりました。もうこれ以上ちょっと聞くの、また今度にさせていただきます。

もうこれで私の一般質問を終わらせていただきます。済んません。ありがとうございました。

○議長（中岩和子君） 8番引地議員の一般質問を終結します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時43分 延会